

(平成21年11月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	39 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	29 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 48 年 7 月 30 日に、昭和 48 年度分の保険料として前納した。その後、49 年度分の保険料を 49 年 4 月 30 日に A 出張所で納付したが、その際、申立期間の保険料について未納である旨等の指摘は特になかった。国民年金加入以降、未納がないように常に気をつけてきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和48年度の国民年金保険料を納付した領収証書を所持しており、当該領収証書によれば、月額保険料550円の12か月分を前納した額となる6,440円を納付したことが確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料額については、昭和49年1月から、従来の1か月あたり550円から900円に改定されており、申立人が上記領収証書により納付した保険料額では不足額が発生しているものの、不足額分の未納に伴う措置がとられた形跡はみられないことから、保険料改定にともなう不足額分は別途納付されたものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間中の保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められ、3か月と短期間である申立期間の国民年金保険料の不足額について、納付できなかったとする事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの期間、50年1月から同年3月までの期間及び62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から48年3月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで
④ 昭和62年3月

申立期間①及び②については、妻が20歳になったのを契機に、A区で夫婦一緒に国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の保険料を同区役所B出張所に納付したほか、滞納があった場合などに、保険料の集金に来た同区の集金人に納付した。申立期間③及び④についても、妻が夫婦二人分の保険料をC市役所D支所で一緒に欠かさず納付していた。各申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、申立人は、A区役所B出張所で夫婦二人分の国民年金保険料をその妻が納付したとしているところ、同区発行の広報紙によれば、同出張所で保険料を収納していたことが推認でき、申立期間②前後の期間の保険料は申立人夫婦共に納付されていることから、その主張に不自然さはみられない。
- 2 申立期間③及び④について、申立人は、C市役所D支所で夫婦二人分の国民年金保険料をその妻が納付したとしているところ、同市発行の広報紙によれば、当時、D支所で保険料を収納していたことが推認でき、申立期間③及び④の前後の期間の保険料は申立人夫婦共に納付

されていることから、その主張に不自然さはみられない。

3 また、申立期間②及び③はいずれも3か月、申立期間④は1か月と短期間であり、当時、申立人は、特殊技能を要するEの職人として、妻とともに自営業をしており、各申立期間の保険料を未納とする経済的事情はみられない。

4 一方、申立期間①について、申立人は、その妻が昭和42年*月に20歳になったのを契機に、夫婦一緒に国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の国民年金保険料をA区役所B出張所で納付したほか、滞納があった場合などに、保険料の集金に来た同区の集金人に納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年1月以降に夫婦連番で払い出されたものと推定され、48年1月の時点では、申立期間①は保険料をさかのぼって納付できる期間及び時効により納付できない期間となるが、夫婦共に6か月を超えてさかのぼって納付したことはないと申述しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立人夫婦の国民年金への加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、A区では、申立期間①中の昭和42年から45年ころは、印紙検認方式により保険料を徴収していたが、申立人夫婦は、当時年金手帳を所持しておらず、印紙検認方式による保険料納付をした記憶が無いと申述していることから、申立人夫婦が申立期間①の保険料を納付したとするのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの期間、50年1月から同年3月までの期間及び62年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの期間、50年1月から同年3月までの期間及び62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から48年3月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで
④ 昭和62年3月

申立期間①及び②については、私が20歳になったのを契機に、A区で夫婦一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を同区役所B出張所に納付したほか、滞納があった場合などに、保険料の集金に来た同区の集金人に納付した。申立期間③及び④についても、夫婦二人分の保険料をC市役所D支所で一緒に欠かさず納付していた。各申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、A区役所B出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、同区発行の広報紙によれば、同出張所で保険料を収納していたことが推認でき、申立期間②前後の期間の保険料は申立人夫婦共に納付されていることから、その主張に不自然さはみられない。

2 申立期間③及び④について、申立人は、C市役所D支所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、同市発行の広報紙によれば、当時、D支所で保険料を収納していたことが推認でき、申立期間③及び④の前後の期間の保険料は申立人夫婦共に納付されてい

ることから、その主張に不自然さはみられない。

3 また、申立期間②及び③はいずれも3か月、申立期間④は1か月と短期間であり、当時、申立人は、その夫が特殊技能を要するEの職人として営む自営業で夫とともに働いており、各申立期間の保険料を未納とする経済的事情はみられない。

4 一方、申立期間①について、申立人は、昭和42年*月に20歳になったのを契機に、夫婦一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料をA区役所B出張所で納付したほか、滞納があった場合などに、保険料の集金に来た同区の集金人に納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年1月以降に夫婦連番で払い出されたものと推定され、48年1月の時点では、申立期間①は保険料をさかのぼって納付できる期間及び時効により納付できない期間となるが、夫婦共に6か月を超えてさかのぼって納付したことはないと申述しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立人夫婦の国民年金への加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、A区では、申立期間①中の昭和42年から45年ころは、印紙検認方式により保険料を徴収していたが、申立人夫婦は、当時年金手帳を所持しておらず、印紙検認方式による保険料納付をした記憶が無いと申述していることから、申立人夫婦が申立期間①の保険料を納付したとするのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの期間、50年1月から同年3月までの期間及び62年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年3月までの期間及び51年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年9月から49年3月まで
② 昭和51年7月から同年9月まで

私は、申立期間①については、A地の友人宅に身を寄せていたが、国民年金の保険料納付のためもあって、納付書を発行したB市に戻り、同市役所で納付をしており、申立期間②については、C市役所でD市への転出の届出をするとともに、同市役所庁舎内の銀行出張所で保険料の納付を行っており、保険料がいずれも未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、B市に在住していた昭和48年9月に会社を退職し、同年10月ごろ、A地の友人宅に身を寄せていたが、B市発行の国民年金保険料納付書により同区内の銀行で納付しようとしたところ、「B県内の銀行で納付して下さい。」と言われたため、いったんB市に戻り、納付をしたとしており、申立期間②についても、51年8月ごろ、C市からD市への住所変更届出をするため、生後半年の二女を夫に預け、一人でC市役所に行き、同市庁舎内の銀行で保険料の納付をしたとしているなど、保険料納付に関する個別具体的な記憶があり、申立人の国民年金手帳によれば、申立期間①及び②を含め、頻繁な住所変更が記録されており、国民年金への意識が高かったものと認められ、7か月及び3か月と短期間の申立期間①及び②を未納とするのは不自然である。

また、申立期間②の直近の昭和51年1月から同年3月までの期間及び

53 年 4 月から同年 6 月までの期間については、納付されていたにもかかわらず、その事実を行政側が長期間把握せず、前者期間は平成 20 年 1 月に、後者期間は 4 年 2 月にようやく納付の追加訂正がなされており、行政側の保険料納付の記録管理に瑕疵が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 48 年 5 月まで

私は、結婚して A 町（現在は、B 市）の町営住宅に住んでいたころ、近所の奥様に勧められ、40 年の春ごろ C 支所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、集金にきていた区長に納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 4 月 2 日に払い出されているが、社会保険庁の記録では、同年 6 月 6 日が任意加入被保険者資格の取得日となっており、同年 4 月 2 日に同手帳記号番号が払い出されているにもかかわらず、資格取得の日を同年 6 月 6 日としているなど、行政機関の記録管理に不備が見られる。

また、申立人は、申立期間以降に未納は無く、国民年金手帳記号番号が昭和 48 年 4 月 2 日に払い出されているにもかかわらず、同年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料が未納となっているのは不自然である。

しかし、申立人は、任意加入であるため、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 48 年 4 月 2 日時点では、40 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料は制度上納付できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの期間、58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から同年 4 月まで
② 昭和 50 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで
④ 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
⑤ 昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで

私は会社退職後、郷里の A 町役場で国民年金の加入手続を行った。結婚後は、夫の給料から B 銀行（現在は、C 銀行）や D 銀行（現在は、E 銀行）で保険料を納付しており、納期限の過ぎた保険料は、F 社会保険事務所や G 市役所の窓口で新たに納付書を作成してもらい市役所内 B 銀行で納付した記憶もある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③、④及び⑤について、申立人は、G 市役所から送付された納付書で、国民年金保険料を B 銀行等で納付し、納期限が過ぎたものについては市役所で納付書を作成してもらい、F 社会保険事務所等で納付していたと申し立てているところ、B 市国民年金被保険者名簿には、申立人が B 市転入後、国民年金に任意加入し、国民年金第 3 号被保険者に種別変更するまで、国民年金に加入した記載があることから、当該申立期間において、申立人に保険料の納付書が発行されていたことが推認でき、現に同名簿には、昭和 53 年度から 60 年度までの納付書及び過年度納付書が発行された記載が確認できる。

また、申立人の夫は、申立期間③、④及び⑤を含め継続して同じ会社に勤務しており、生活状況に特別な変化がなかったことを考えると、国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は認められない。

さらに、申立期間③、④及び⑤は合計でも9か月と短期間である。

- 2 申立期間①及び②について、申立人は、昭和47年4月に会社退職後、国民年金に加入し、48年の結婚後は任意加入被保険者に種別変更を行い、国民年金保険料を納付していたとするが、申立人は当時の保険料額、納付時期、納付場所等の具体的な記憶があいまいである上、既に記録されている過年度納付分しか確認できず、申立人が申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が昭和49年5月から加入した厚生年金保険の記録は、平成17年7月に社会保険庁の得喪記録が追加訂正されたものであり、申立人は国民年金の喪失手続及び再加入手続を行った記憶も無いことから、当該厚生年金保険加入期間も国民年金保険料を納付していたとするのが自然であるが、その主張もなく、48年11月に住所の移転をしていることを考え併せると、保険料納付が継続していたとは考えにくい。

さらに、申立期間①及び②に申立人が、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から同年9月までの期間、58年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から57年3月までの期間、59年1月から同年3月までの期間、60年1月から同年3月までの期間及び60年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月から57年3月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで
③ 昭和60年1月から同年3月まで
④ 昭和60年7月から61年3月まで

中学校を卒業してから働き始め、昭和53年4月まで厚生年金保険に加入していたが、元上司が経営している会社に移った同年5月に、元上司の妻が国民年金の加入手続きを行い、保険料も納付してくれていた。

また、元同僚は、私が元上司の会社を辞める昭和62年ごろから同社で働くようになり、元同僚は、私と同様に元上司の妻に国民年金保険料を納付してもらっており、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年4月に払い出されており、手帳記号番号の払出時点からすると、申立期間の全納付が可能である。

また、申立人の国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の元上司の妻は、申立人の保険料を納付したと証言している上、元上司夫婦は、納付済みとなっている。

しかし、申立期間①のうち、昭和53年5月から54年3月までについては、国民年金の加入手続き後に当該期間分の保険料をまとめて納付することとなるが、申立人は、当該保険料を給料から控除された記憶は無い

としていることから、国民年金の加入手続時点から、納付を開始したと考えるのが自然である。

- 2 申立期間②、③及び④について、申立期間②及び③は、各々3か月、申立期間④は9か月と短期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたと証言している元上司の妻は、申立期間②、③及び④については、「自分達夫婦は、国民年金制度に対する不信感から納付しなかったが、従業員である申立人の保険料は納付した」と証言していることから、納付していたと考えるのが相当である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から57年3月までの期間、59年1月から同年3月までの期間、60年1月から同年3月までの期間及び60年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年10月まで

申立期間については、当時、集落の区長であったA氏が月1回の常会に各世帯が集まった際に、その世帯分の国民年金保険料を集金し、B町役場へ納付していた。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当時、集落の区長であったA氏が月1回の常会に各世帯が集まった際に、その世帯分の国民年金保険料を集金し、B町役場へ納付していたとしているところ、申立期間について、当時申立人の隣人であったC氏の供述では、区長が集落の各家庭に国民年金等のお知らせをしていたこと、集落世帯分の国民年金保険料を集めて役場に納付していたこと、申立人夫婦の保険料も集金し役場に納付していたこと等を証言しており、申立人の供述と一致している。

また、申立人は厚生年金保険と国民年金の切替えを幾度となく行っているが切替手続は適切である上、申立期間以降に未納は無く、納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立期間は7か月と短期間であり、申立期間当時、国民年金保険料を納付することができない特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年10月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年10月まで

申立期間については、当時、集落の区長であったA氏が月1回の常会に各世帯が集まった際に、その世帯分の国民年金保険料を集金し、B町役場へ納付していた。私は付加保険料も含め全て納付していたので、当該期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当時、集落の区長であったA氏が月1回の常会に各世帯が集まった際に、その世帯分の国民年金保険料を集金し、B町役場へ納付していたとしているところ、申立期間について、当時申立人の隣人であったC氏の供述では、区長が集落の各家庭に国民年金等のお知らせをしていたこと、集落世帯分の国民年金保険料を集めて役場に納付していたこと、申立人夫婦の保険料も集金し役場に納付していたこと等を証言しており、申立人の供述と一致している。

また、申立人は厚生年金保険と国民年金の切替えを幾度となく行っているが切替手続は適切である上、国民年金保険は、申立期間以付加保険料を含め全て納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立期間は7か月と短期間であり、申立期間当時、国民年金保険料及び付加保険料を納付することができない特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から48年6月まで

夫が会社を退職して、A業を始めてしばらくたった昭和48年から50年ころ、夫がB区役所C出張所で夫婦二人分の国民年金加入手続をしてくれた。国民年金保険料も、すぐに夫が夫婦二人の過去の未納分を同出張所で、一括で納付してくれた。金額は夫婦二人分で約20万円だったと記憶しており、手元にあったお金で納付したと思う。申立期間について、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その夫が、昭和48年から50年ごろに国民年金の加入手続をし、すぐに夫婦二人分の過去の未納保険料を一括納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、第2回特例納付実施期間内である50年9月23日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間のうち、42年12月から48年3月までの保険料を特例納付し、申立期間直後の48年7月から50年3月までの保険料を過年度納付することが可能であり、納付したとする保険料額は、同期間を含む夫婦二人分の過去の未納保険料を納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人は、申立期間以降、国民年金から厚生年金保険へ切り替える平成4年11月までの国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、一緒に納付したとする申立人の夫は、申立期間のうち、昭和42年12月から48年3月までの期間については納付済みである。

2 一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は時効により納付できず、かつ、同期間は制度上、特例納付もできない期間である。

また、申立人の夫が、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 12 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉厚生年金 事案 1952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成13年11月を36万円に、同年12月を34万円に、14年1月及び同年2月を36万円に、同年3月を34万円に、同年4月及び同年5月を36万円に、同年6月を34万円に、同年7月を32万円に、同年8月から15年2月までの期間を36万円に、同年3月を34万円に、同年4月及び同年5月を36万円に、同年6月及び同年7月を34万円に、同年8月から16年5月までの期間を36万円に、同年6月を34万円に、同年7月及び同年8月を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から16年9月1日まで

社会保険庁から「ねんきん定期便」が届いたので、社会保険事務所に向き内容を確認すると、A株式会社に勤務していた期間のうち、平成13年11月1日から16年9月1日までの期間について、標準報酬月額が持参した給与明細書と比較して、低額であることがわかった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる申立人の報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内で認定するこ

ととなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額から判断すると、申立期間のうち、平成 13 年 11 月を 36 万円に、同年 12 月を 34 万円に、14 年 1 月及び同年 2 月を 36 万円に、同年 3 月を 34 万円に、同年 4 月及び同年 5 月を 36 万円に、同年 6 月を 34 万円に、同年 7 月を 32 万円に、同年 8 月から 15 年 2 月までの期間を 36 万円に、同年 3 月を 34 万円に、同年 4 月及び同年 5 月を 36 万円に、同年 6 月及び同年 7 月を 34 万円に、同年 8 月から 16 年 5 月までの期間を 36 万円に、同年 6 月を 34 万円に、同年 7 月及び同年 8 月を 36 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成 13 年 11 月から 16 年 8 月までの期間について一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 1955

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、株式会社B）C営業所における資格喪失日に係る記録及び同社D営業所における資格取得日に係る記録を昭和37年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月20日から同年9月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和37年8月20日から同年9月1日までのA社での厚生年金保険の加入記録が1か月抜けているが、同社C営業所から同社D営業所へ転勤しただけであり、入社してからずっと継続勤務しており、1か月だけ加入期間が抜けているのはおかしいので、当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出された在籍証明書、人事カード及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に昭和36年4月1日の入社から平成10年3月30日まで継続して勤務し、昭和37年8月10日付けで同社C営業所から同社D営業所へ異動を命ぜられD営業所へ転勤したことが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人のその後の異動におけるA社内での厚生年金保険被保険者資格喪失日及び資格取得日は、異動を命じられた日と一致することから、昭和37年8月10日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁で管理している申立人のA社D営業所における昭和37年9月の厚生年金保険被保険者資格

取得時の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人のA社D営業所における厚生年金保険被保険者資格取得日を、同社C営業所で届出した資格喪失日を確認して昭和37年8月10日で届出するところ、同年9月1日と誤って届出したことを認めていることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年10月から6年10月までの期間を53万円に、同年11月から8年2月までの期間を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から8年3月16日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社で勤務していた期間のうち平成3年10月から8年2月までの標準報酬月額が、実際の給料より大幅に低い金額になっている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）及びオンライン記録により、当初は平成3年10月から6年10月までが53万円、同年11月から8年2月までが59万円と記録されていたものが、申立人がA株式会社を退職した後の同年4月4日に定時決定の記録をも超え、遡^{そきゅう}及して30万円に引き下げられたことが確認できる。

また、同社では、申立人のほかにも標準報酬月額をさかのぼって減額訂正されている者が5人確認できるが、複数の同僚は「会社は資金繰りが苦しく給料の遅配があった」と供述している。

さらに、申立人は平成8年3月15日に同社を退職して雇用保険を受給しているが、離職時の賃金日額は2万9,666円（月額では88万9,980円）であったことが確認できる。

加えて、複数の同僚は「申立人はB事業所で開発業務に従事しており、社会保険の手続などには携わっていなかった。」と供述していることから、申立人は標準報酬月額が遡^{そきゅう}及訂正された事実を承知していなかったと考えられ

る。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡^{そきゆう}及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録のとおり、平成3年10月から6年10月までは53万円、同年11月から8年2月までは59万円とすることが必要である。

埼玉厚生年金 事案 1957

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成6年9月8日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年5月から同年8月までの標準報酬月額は53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月1日から6年5月31日まで
② 平成6年5月31日から同年12月10日まで

社会保険庁からの連絡により、A株式会社で勤務していた期間のうち、平成5年4月から6年4月までの厚生年金保険の標準報酬月額が53万円から8万円に、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の7年3月28日に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

また、退職の時期についてははっきりとしないが、平成6年5月31日から同年12月10日ぐらいまでの期間についても厚生年金保険に加入していたと思うので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA株式会社における申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年1月20日）後の7年3月28日付けで、申立人と取締役の二人の標準報酬月額

が遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間①における標準報酬月額を8万円に訂正されていることが確認できる。

また、法人登記簿謄本により申立人は当該遡^{そきゅう}及処理時点において当該事業所の代表取締役であることが確認できるものの、申立人は「時期ははっきりしないが、当時、株式会社Bに会社を売却した際、同社から勇退を勧められ、以後は、給与の補償を受けて会社に出社していなかったため、会社の社会保険関係の事務処理などには関与しておらず、当時の事務担当者が遡^{そきゅう}及訂正に係る届出の処理をしたと思う。」旨の供述をしているところ、当時の事務担当者は「株式会社Bが入ってきたころに、よくわからない団体（5～6人）が入ってきて、さらに公認会計士も月100万円位の給与で入ってきた。その後、社会保険関係の手続などが自分の手元から離れていったので、遡^{そきゅう}及訂正手続などについては不明」と供述しており、申立人の供述には信^{しん}憑^{びよう}性が認められる。したがって、申立人は、標準報酬月額を遡^{そきゅう}及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

- 2 申立期間②については、上記被保険者資格記録照会回答票において、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が、上記1の標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正の処理日と同日である平成7年3月28日付けで、遡^{そきゅう}及して6年10月1日の定時決定を取消し、資格喪失日を同年5月31日とする処理がなされていることが確認できる。

また、法人登記簿謄本により申立人は代表取締役であったことが確認できるが、上記1で記述したとおり、申立人の被保険者資格^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及喪失処理が行われた時点においては、申立人が当該処理に関与する余地はなかったものと認められる。

一方、申立人の妻の供述により、申立人は当該事業所において、平成6年9月8日まで勤務していたことが推認できる。

- 3 これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり53万円とすることが必要と認められる。

また、申立期間②についても、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成6年5月31日に遡^{そきゅう}及して訂正処理を行う合理的な理由は無く、資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日を同年9月8

日とすることが必要であると認められる。

なお、申立期間②のうち平成6年5月から同年8月までに係る標準報酬月額は、申立人の当該事業所における同年4月の訂正前の社会保険庁のオンライン記録から53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②における被保険者資格の資格喪失日は平成9年9月18日であると認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月1日から9年8月31日まで
② 平成9年8月31日から同年9月18日まで

社会保険庁からの連絡により、A株式会社に勤務していた期間のうち平成7年11月1日から9年8月31日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、38万円から19万円に引き下げられていることが判明した。

実際の給与額より低い標準報酬月額なので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年11月から9年7月までは38万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年8月31日以降の同年9月18日付けで、事業主及び申立人を含む社員8人の標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、38万円から19万円に遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できる。

また、当時の申立人の同僚は、申立人は当該事業所でB業の前段階の業務を担当していたと供述していることから、申立人は社会保険事務に関与しておらず、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及^{そきゅう}して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円にすることが必要であると認められる。

- 2 申立期間②については、社会保険庁の記録によると、A株式会社が適用事業所であった期間は、申立人の被保険者期間と同じ平成9年8月31日までであり、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるが、同社は、申立期間②において法人格を有していたことから、申立期間②当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、社会保険庁の記録では、事業主及び申立人を含む社員8人の厚生年金保険資格の喪失日は、当該事業所が適用事業所ではなくなった日（平成9年8月31日）以降の9年9月18日付けで処理されており、併せて上記1の標準報酬月額^{そきゅう}の遡及減額訂正処理も行われていることが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者情報では、離職日が平成10年10月30日となっていることから、当該厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が実態に即したものではないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡及^{そきゅう}して行う合理的な理由は無く、申立人の被保険者資格の喪失日に係る有効な記録処理があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正処理が行われた平成9年9月18日とすることが必要であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成9年7月の記録から、38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から8年1月31日まで

社会保険庁からの連絡により、有限会社Aにおける平成7年8月1日から8年1月31日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、30万円から9万2,000円に引き下げられていることが判明した。

同社に保険料の滞納があったことは知っていたが、減額処理が行われたことは知らなかった。調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年8月から同年12月までは30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった9年2月28日以降の同年3月6日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、30万円から9万2,000円に^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は平成8年1月30日に同社を退職したと供述しているところ、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間中は同社の代表取締役であったが、同年5月23日付けで代表取締役を解任されていることが確認できることから、^{そきゅう}遡及訂正が行われた時点では、社会保険事務に関する権限を有していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理

を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円にすることが必要であると認められる。

埼玉厚生年金 事案 1960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B所における資格取得日に係る記録を昭和52年5月27日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月27日から同年9月1日まで
② 昭和58年12月1日から59年7月3日まで

申立期間①については、昭和52年5月27日からC村D所在のA株式会社B所に正社員の事務職として就職し、同年8月31日まで勤務した。採用条件は社会保険料等の額を控除後、最低保証月額15万円の手取りの条件にて就職した。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、昭和58年12月1日からE株式会社へ給与月額19万円の条件で就職し、59年7月3日まで勤務した。社長がF組合の理事長を兼務していたことから、Eの社員の身分でF組合の仕事の手伝いを行うこともあった。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、上司及び同僚の供述、勤務実態に関する申立人の申立内容並びに申立人の昭和52年5月27日から同年9月1日までの雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期に当該作業所に勤務し、同じ事務職の業務に従事

していたとされる同僚8人中、確認できた6人には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人の上司及び同僚は「事務職の採用は社員採用であるため、採用と同時に全員社会保険に加入させていた。」と供述していることから、当時、当該作業所の事務職の従業員は、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A株式会社における昭和52年5月の雇用保険の加入記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年5月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人が記憶している事業主、事業所所在地及び勤務実態に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間②においてE株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、E株式会社は平成9年12月1日に閉鎖しており、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

そこで、社会保険事務所の保管しているE株式会社に係る被保険者名簿から申立期間②当時に、同社に入社し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶している同僚はおらず、申立期間②の厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる供述は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管するE株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間②における申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

さらに、F組合が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間②の後の昭和62年6月1日であり、同組合の被保険者名簿に記載されている複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶している者はおらず、

申立期間②の厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1961

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から10年7月21日まで

社会保険庁からの連絡により、株式会社Aにおける平成8年9月の標準報酬月額が59万円から20万円に、同年10月から10年6月までの標準報酬月額が59万円から9万2,000円に同年7月27日付けでさかのぼって訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）においては、申立人が取締役を務めていた株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年7月21日より後の同年7月27日付けで、申立人と申立人の夫である当該事業所の事業主の二人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、8年9月における標準報酬月額が20万円に、同年10月から10年6月までの標準報酬月額が9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、申立事業所の取締役という立場にあるものの、当該事業所での実際の業務は営業事務であり、社会保険の事務には関与しておらず、社会保険料の滞納があることも知らなかったと主張している。

さらに、事業主は、申立期間当時、当該事業所では社会保険料を滞納しており、平成10年7月に当該事業所が適用事業所ではなくなる手続が行われたときに、申立人に知らせることもなく、自らが会社印を持参して社会保険事務所へ行き、手続をしたと供述している。

加えて、同僚照会に回答のあった元同僚6人ともが「申立人は台帳類の整理や営業事務を行う程度の業務内容で、名目だけの取締役であった」と供述しており、申立人は標準報酬月額を遡^{そきゅう}及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり平成8年9月から10年6月までは59万円とすることが必要と認められる。

埼玉厚生年金 事案 1963

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年7月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、株式会社Aで勤務していた期間のうち、平成4年7月1日から6年7月26日までの標準報酬月額が、実際の給料(40万円から45万円ぐらい)より低い金額に訂正されていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年7月から6年6月までは41万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社Aについて、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した平成6年7月26日以降であり、かつ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった同年7月26日以降の8年6月21日に、申立人の標準報酬月額が4年7月の随時改定の記録を取り消した上、同年7月から同年9月までは32万円に、同年10月から6年6月までは20万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような^{そきゆう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、同社の商業登記簿謄本から取締役を務めていたことが確認できるが、一方、同僚は、「申立人は、営業担当の従業員で、社会保険事務所に対する手続や書類作成に関与していなかつ

た。」との供述があることや、当該事業所において申立人の雇用保険の加入記録が認められることから、申立人が、自身等の標準報酬月額の訂正に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成4年7月から6年6月までは41万円に訂正する必要がある。

埼玉厚生年金 事案 1965

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額を53万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月1日から平成元年10月1日まで
② 平成2年7月1日から同年10月1日まで
③ 平成6年11月1日から7年10月1日まで

A株式会社における標準報酬月額のトレンドを見ると、ある期間突然減額となっている。申立期間①は47万円から44万円、申立期間②は53万円を32万円、申立期間③は59万円を53万円に訂正されているが、この期間に給与が減額された事実はない。平成2年4月から6年8月までB国に赴任しており、このことに関連しているかもしれないが、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A株式会社は人事部門社員部長名の回答書の補足にて、「現在32万円で登録されておりますが、53万円が妥当であり、認められた場合は、会社が保険料を負担いたします。」と手続に瑕疵があったことを認め、納付勧奨にも応ずる姿勢を示していることから、当期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の申立てどおりの標準報酬月額を届け出していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を

除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、昭和 62 年 6 月 1 日の随時改定により 38 万円の標準報酬月額が 47 万円に改定されており、その平均金額は 45 万 9,000 円であることが被保険者資格記録照会回答票により確認できる。一方、昭和 62 年 10 月 1 日の定時決定では標準報酬月額は 44 万円とされているところ、その上限は 45 万 5,000 円であり、その差額は月額 4,000 円にすぎず、時間外労働等の多寡による変動の可能性の範囲内と考えられる。

また、申立期間③については、平成 6 年 11 月に制度改正により標準報酬月額等級の最高等級が 53 万円から 59 万円に変更されたが、その平均金額が 57 万 5,000 円以上でなければ標準報酬月額はこの 59 万円とはならないことから、直前の定時決定での平均給与が 53 万 1,000 円の申立人の場合、これに該当しない。

なお、申立期間の各期間については、月額変更届、算定等の届出に関しては、社会保険事務所において適正に処理されており、改ざん等の不自然さは無く、その標準報酬月額による厚生年金保険料が控除されたと推認される。

このほか、申立人の申立てどおりの標準報酬月額による厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び③について、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1969

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から8年10月1日まで

社会保険事務所の調査で、有限会社Aに勤務した期間のうち、平成6年10月から8年9月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書から、申立人は平成6年10月から8年9月までは47万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する平成6年10月から8年9月まで47万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった同年10月21日付けで、6年10月1日に遡及^{そきゆう}して標準報酬月額を9万8,000円に引き下げている。

さらに、申立人の提出した給与明細書により厚生年金保険料控除額は訂正前の標準報酬月額(47万円)に基づく額に一致し、保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

加えて、申立人は、代表取締役の実弟であるが、有限会社Aの登記簿謄本により取締役でないことが確認できる上、複数の同僚の「申立人は課長をしていた。」などの供述から社会保険関係業務には関与していないと認められ

る。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、47万円と訂正することが必要と認められる。

埼玉厚生年金 事案 1970

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年8月及び同年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を44年10月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和7年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月25日から同年11月20日まで

私は、昭和42年3月にA株式会社に就職し、44年6月にB出張所（身分上はC支店所属）に転勤となったが、同年11月に会社が倒産し、株式会社Dに吸収された。A株式会社に勤務していた44年8月25日から同年11月20日まで厚生年金保険の記録が抜け落ちている。当時は結婚して間もない時期で妻が記念にと保管していた給料支払明細書があり、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。この期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和44年9月支給分及び同年10月支給分の給料支払明細書並びに雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが確認でき、また、同給料支払明細書により、44年8月及び同年9月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが認められる。

しかし、昭和44年10月支給の給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除については、当時のA株式会社出張所担当者、経理事務担当者及び同僚6人は、保険料控除が当月控除か翌月控除か覚えていないとしているものの、申立人は翌月控除であると供述しているほか、同社が同年10月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、

同年9月の厚生年金保険料控除と認められる。

また、申立期間のうち、昭和44年8月及び同年9月の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事情を確認できる役員も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和44年10月31日から同年11月20日までの期間については、雇用保険の加入記録から同年10月31日の勤務は確認できるものの同年11月1日から同月20日までの記録は無く、申立人の同社における同年11月支給分の給料支払明細書も無い。また、申立人から提出された株式会社Dの44年11月分給料支払明細書では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人の当該申立期間については、事業主により厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和44年10月31日から同年11月20日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1971

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年12月1日まで
社会保険庁の記録では、有限会社Aにおける平成8年4月1日から同年12月1日までの標準報酬月額は9万8,000円に下げられているが、誤りであると思うので当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、有限会社Aにおける申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年4月から同年11月までは20万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、有限会社Aが適用事業所に該当しなくなった平成10年3月2日以降の同年5月29日に、申立人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、8年4月から同年11月までは9万8,000円に訂正されていることが確認でき、社会保険事務所に於いて、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は申立期間当時、当該事業所の取締役を務めていたが、当該訂正処理に関しては、代表取締役であった申立人の夫が自ら行ったことを認めており、申立人の関与はうかがわれない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成8年4月から同年11月までを20万円とすることが必要と認められる。

埼玉厚生年金 事案 1976

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から10年9月1日まで
社会保険庁の記録によると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成8年12月から10年8月までの標準報酬月額が9万2,000円になっているが、実際は59万円なので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、株式会社Aの代表取締役に就いていた申立期間の平成8年12月から10年8月までは59万円と記録されていた。

しかし、社会保険事務所の記録では、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年9月1日以降の同年9月14日に申立人とその妻（株式会社A取締役）のみ標準報酬月額が引き下げられており、二人の標準報酬月額は59万円から9万2,000円へと訂正されているが、社会保険事務所においてこのような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、株式会社Aの商業登記簿によると、平成10年8月*日付けでB地方裁判所C支部により破産宣告され、申立人及びその妻は同日に取締役を退任している。この破産宣告から12年6月*日強制和議認可決定の確定による破産終結までは破産管財人が破産管財業務をしていたこと、及び申立人は「代表印は管財人が管理していた。」としていることから、申立人は10年9月14日における遡及訂正の届出をできる立場にはなかったものと推認できる。

さらに、破産管財人は「破産宣告日から和議成立までの期間は破産管財人としての業務をしていた。社会保険関係の届出は自分の名前で行われた可能性がある。当時、社会保険庁の男性数人が事務所を訪ねてきて、財団債権としての社会保険料が減額になるという書類を提示され応じた記憶があるが、それがAのものであったかどうかわからない。当時の資料は裁判所の破産決定書と強制和議認可決定書のみで、ほかは廃棄されて無い。」と供述していることから、全喪届等を破産管財人が行ったものとも考えられる。

加えて、申立人は、「申立期間に係る標準報酬月額が訂正されていることを知らなかった。」としていることから、申立人は標準報酬月額の減額訂正に直接関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成8年12月から10年8月までは59万円とすることが必要と認められる。

埼玉厚生年金 事案 1977

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から10年9月1日まで
社会保険庁の記録によると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成8年12月から10年8月までの標準報酬月額が9万2,000円になっているが、実際は59万円なので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、株式会社Aの取締役役に就いていた申立期間の平成8年12月から10年8月までは59万円と記録されていた。

しかし、社会保険事務所の記録では、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年9月1日以降の同年9月14日に申立人と申立人の夫（株式会社A代表取締役）のみ標準報酬月額が引き下げられており、二人の標準報酬月額は59万円から9万2,000円へと訂正されているが、社会保険事務所においてこのような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、株式会社Aの商業登記簿によると、平成10年8月*日付けでB地方裁判所C支部により破産宣告され、申立人及びその夫は同日に取締役を退任している上、破産管財人及び申立人の夫の供述によると、破産宣告の日から12年6月7日の強制和議認可決定の確定による破産終結までは破産管財人が破産管財業務をしており、「代表印は管財人が管理していた。」として
いることから、申立人は10年9月14日における遡^{そきゅう}及訂正の届出をできる立場にはなかったものと推認される。

さらに、破産管財人は「破産宣告日から和議成立までの期間は破産管財人としての業務をしていた。社会保険関係の届出は自分の名前で行われた可能性がある。当時、社会保険庁の男性数人が事務所を訪ねてきて、財団債権としての社会保険料が減額になるという書類を提示され応じた記憶があるが、それがAのものであったかどうかわからない。また、当時の資料は裁判所の破産決定書と強制和議認可決定書のみで、ほかは廃棄されて無い。」と供述していることから、全喪届等を破産管財人が行ったものとも考えられる。

加えて、申立人は、「申立期間に係る標準報酬月額が訂正されていることを知らなかった。」としている上、申立人の夫及び当時の従業員も「申立人は取締役ではあったが経理及び社会保険手続には関与していなかった。」と供述していることから、申立人は標準報酬月額の減額訂正に直接関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成8年12月から10年8月までは59万円とすることが必要と認められる。

埼玉厚生年金 事案 1978

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から5年5月21日まで
株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額が53万円から8万円に減額されている。申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が、申立期間当時勤務していた株式会社Aは、平成5年5月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は同日以降の同年6月16日に、3年10月の定時決定、4年7月の随時改定及び同年10月の定時決定を取り消した上で、3年6月から5年4月までの期間について53万円から8万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが社会保険庁の記録で確認できる。

また、申立人から提出された遡^{そきゅう}及訂正期間の一部のものと推認できる給与明細書によると、訂正前の標準報酬月額に見合う保険料の控除が確認できる。

さらに、申立人は株式会社Aの取締役であったことが商業登記簿謄本で確認できるところ、申立人は、取締役であったものの、営業担当であり、内装部門の仕事もしており、標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正について知らなかったと主張している上、元事業主も、申立人は、営業担当であり、社会保険関係業務には関与していなかったとしており、同僚からも同様な供述があった。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理^{そきゅう}を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から53万円とすることが必要である。

埼玉厚生年金 事案 1979

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年10月1日まで
A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が減額されている。訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が、申立期間当時勤務していたA株式会社は、平成4年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は同日以降の5年1月14日に、3年10月及び4年10月の定時決定を取り消した上で、3年1月から4年9月までが41万円から9万2,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿によると、申立人は遡^{そきゅう}及訂正処理当時、A株式会社の代表取締役であったが、申立人は、食器販売の仕事をし、社会保険手続については担当しておらず、遡^{そきゅう}及訂正処理についても知らなかったとしている。

さらに、申立人の妻も、A株式会社では副社長が同社の印鑑を管理し、社会保険手続も副社長自らが行っており、正確な時期は不明だが、副社長の退職後は自分が印鑑を管理し、社会保険手続に関する権限も自分にあつたので、申立人から指示を受けることはなかったとしている。

これらのことから、申立人は標準報酬月額の訂正手続に関する権限を有する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡^{そきゅう}及して記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間の

標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、41万円とすることが必要と認められる。

埼玉厚生年金 事案 1980

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間①における資格取得日は、昭和24年1月1日、資格喪失日は同年8月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年1月から同年5月までは4,200円に、同年6月及び同年7月は4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月1日から25年1月1日まで
② 昭和25年9月24日から同年12月25日まで
③ 昭和29年10月11日から同年12月3日まで
④ 昭和30年4月12日から同年5月16日まで

申立期間①当時はA株式会社、申立期間②当時は株式会社B（現在は、C株式会社）、申立期間③当時はD及び申立期間④当時はE株式会社に船員として勤務していたが、船員保険の加入記録が無い。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和24年1月1日から同年8月1日までの期間について、F社会保険事務局が保管するA株式会社に係る船員保険被保険者名簿に、申立人と名の一字が相違（「G」）しているが、申立人と同じ「H」と読める記録が認められ、同記録によると、船員保険の被保険者資格取得日が24年1月1日、被保険者資格喪失日が同年8月1日と記載されている。

また、同被保険者名簿に記載がある被保険者に確認したところ、申立人の氏名は覚えていないものの、申立人が主張する船舶と同じ名前の船舶に乗船していたと供述しており、申立人が覚えている同僚の一部の氏名と同

様の氏名が同被保険者名簿の中に認められる。

これらを総合的に判断すると、A株式会社の事業主は、申立人が昭和24年1月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記載から、昭和24年1月から同年5月までは4,200円、同年6月及び同年7月は4,500円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和24年8月1日から25年1月1日までの期間について、A株式会社は休眠会社としてI法務局の保管する登記簿目録の中に会社名は確認できるところ、その連絡先は不明であることから、当該期間の保険料控除の有無を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、F社会保険事務局が保管する船員保険被保険者名簿には、昭和24年8月1日から25年1月1日までの期間に申立人と考えられる氏名は確認できない。

さらに、申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間②について、株式会社Bでは、申立期間②の勤務実態を確認できる人事記録及び保険料控除に係る事実を確認できる賃金台帳等の関連資料を保管しておらず、申立期間②における勤務実態及び船員保険料を申立人の給与から控除していたか確認できないとしている。

また、F社会保険事務局が保管する株式会社Bに係る船員保険被保険者名簿に記載がある被保険者から、申立期間②における申立人の勤務実態及び保険料控除について供述を得ることができなかった。

さらに、前記の同名簿の申立期間②に申立人の記録は無く、船員保険被保険者証記号番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 申立期間③について、船舶所有者「D」及びJ社会保険事務局が保管するDに係る船員保険被保険者名簿の摘要欄に記載されているK株式会社は、申立人が船舶所有者の所在地とする法務局において商業登記が確認できず、また、事業主及び同僚の連絡先も不明であることから、申立期間③の保険料控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人提出の船員手帳には、昭和 29 年 10 月 11 日に雇止めとなった記録が確認できる上、上記被保険者名簿に記載の被保険者資格喪失日は、社会保険庁のオンライン記録と一致する。

さらに、申立人が申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 申立期間④について、申立人の所持している船員手帳の記載から、申立期間④当時、申立人が E 株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E 株式会社は、既に解散しており、事業主の連絡先が確認できない上、同僚の連絡先も不明であることから、申立期間④の保険料控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、F 社会保険事務局が保管する E 株式会社に係る船員保険被保険者名簿に申立人の記録は無い上、被保険者証記号番号の欄に欠番もみられない。

さらに、申立人が申立期間④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間④における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①のうち昭和 24 年 8 月 1 日から 25 年 1 月 1 日までの期間、申立期間②、申立期間③及び申立期間④に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1982

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年7月31日まで

社会保険庁からの連絡により、株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額が実際の給料より低い報酬に訂正されていることが分かった。

保険料の滞納もなく53万円の標準報酬月額に見合う保険料を納付しており、遡及訂正の届けも行っていない。納得できないので、記録を訂正してもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、株式会社Aの代表取締役であった申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年6月までは53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年7月31日以降の同年9月7日に、3年10月の定時決定を取り消した上で、同年10月から4年6月までが53万円から28万円に遡及訂正されていることが確認できる。

一方、株式会社Aの取締役であった申立人の妻は、自分が社会保険関係の手続を担当しており、社会保険事務所への届出等の手続は申立人に相談せず自分の判断で行っていたと供述しており、遡及訂正処理前に同社に勤務していた同僚も、自分が勤務していた当時は社会保険関係事務は申立人の妻が行っており、申立人は厚生年金保険関係手続には関与していなかつ

たと思うと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、^{そきゆう}遡及して記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円とすることが必要である。

埼玉厚生年金 事案 1987

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月31日から同年2月1日まで

社会保険庁からの書類により、申立期間の標準報酬月額がその前月と比較して半分になっていることがわかった。私は平成2年9月1日から11年3月31日までAに継続勤務し、途中で社長が交代し社名がBに変わったが、申立期間における仕事内容や勤務形態、給与には特に変化はなかったはずである。給与明細書もあるので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は申立期間を含む平成2年9月1日から11年4月30日まで株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できる上、複数の同僚は、申立期間の給与等に変更はなかったはずであると供述している。

この度、申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持していた申立期間に係る給与支給明細書の記載で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、36万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は確認できる資料もなく不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 1988

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成4年3月から5年9月までの期間を50万円に、同年10月から6年2月までの期間を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年3月31日まで
社会保険事務所からの連絡により、A株式会社に勤務していた期間のうち、平成4年3月から5年9月までの標準報酬月額が、6年4月1日に、さかのぼって50万円から8万円に引き下げられ、また同じく、5年10月から6年2月までの標準報酬月額が47万円から8万円に引き下げられていることが判明した。そのため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A株式会社は平成6年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は同日以降の同年4月1日付けで、4年3月から5年9月までの期間については50万円から8万円に、同年10月から6年2月までの期間については47万円から8万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、元代表取締役及び経理担当者は、給与の遅配や未払いはあったものの、随時改定に該当するような給与の減額はなかったと供述している。

その上、申立人は申立期間において当該事業所の取締役であったことが確認できたが、元代表取締役や複数の同僚から、申立人の担当していた業務内容の詳細な供述が得られており、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理

由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成4年3月から5年9月までについては50万円に、同年10月から6年2月までについては47万円とすることが必要である。

埼玉厚生年金 事案1989

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年7月13日まで

申立期間に係る標準報酬月額が平成6年8月1日に41万円から8万円に遡^{そきゅう}及して訂正されているのは納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者記録照会回答票によれば、申立人の申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初41万円と記録されているところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年7月13日より後である同年8月1日に、申立人の申立期間における標準報酬月額が8万円に訂正されていることが確認できる。

また、B地方法務局C出張所の閉鎖登記簿謄本から、平成6年7月*日にD地方裁判所E支部において、当該事業所に係る破産宣告が行われた事実が確認できる上、当該事業所の元事業主は、破産宣告が行われた日に破産管財人から社判等の関係資料を渡すよう求められ、事業主自ら渡したと供述していることから、申立人は取締役であったものの、申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に関与したとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり41万円に訂正することが必要である。

埼玉厚生年金 事案 1992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月10日から34年3月1日まで
社会保険庁の記録では、昭和30年4月1日から33年1月10日までの記録しかないが、34年3月1日まで、A社に継続して勤務していた。当該期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人に係る厚生年金保険の被保険者期間は、A社において昭和30年4月1日から33年1月10日まで、B社において34年3月1日から平成9年2月12日までであることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった写真、退職の辞令書、申立人及び同僚の供述等から、申立人が申立期間にA社に正社員として継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、高校時代からの友人である同僚と一緒にA社に就職し、B社に転職した時期も同時期であり、B社を定年になるまで共通の職場で過ごしているため、申立期間に自身の厚生年金保険被保険者記録が無いのはおかしい、と供述している上、当該同僚も同様の供述をしており、申立人のみ申立期間に厚生年金保険料が控除されていなかったとは考え難い。

さらに、当該事業所において、申立期間に厚生年金保険の事務を担当していた同僚二人は、申立人及び申立人の友人である同僚の二人は、同事業所への就職日、勤務期間及びB社に転職した時期は同じであり、申立人に

ついて社会保険事務所の記録のと通りの資格喪失の届出をした記憶は無い、と供述している。

加えて、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされている昭和 33 年 1 月 10 日以降の同年 4 月から同年 8 月までの間に当該事業所に就職した同僚 3 人のいずれもが申立人は勤めていたと供述している。

以上の事実等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の昭和 33 年 1 月 10 日から 34 年 3 月 1 日まで A 社に継続して勤務していたことが認められ、申立人と同質性の高い同僚の被保険者記録及び供述内容から、厚生年金保険料も継続して事業主から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 32 年 12 月の被保険者名簿の記録から 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、標準報酬月額の定時決定及び資格の喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が、昭和 33 年 1 月 10 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 1 月から 34 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 1993

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を、平成6年1月から同年10月までは53万円、同年11月から8年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から8年2月29日まで
社会保険事務所からの連絡により、株式会社Aに勤務した期間のうち、平成6年1月から8年2月までの標準報酬月額がさかのぼって下げられていることが判明した。訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年1月から同年10月までは53万円、同年11月から8年1月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年2月29日より後の同年3月6日付けで、申立人、事業主及び監査役の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、53万円及び59万円であった標準報酬月額が、8万円及び9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時は株式会社Aの取締役であったことが商業登記簿謄本で確認できるものの、営業担当であり社会保険手続には関与していないと主張しており、申立期間に係る標準報酬月額が訂正されていることは知らなかったと供述している。

さらに、事業主も、「申立人は営業担当役員であり、社会保険料、税金等の支払に関してはすべて自分が行っていた。また、給与計算等は経理事務員が行っていた。」と供述していることから、申立人は社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額の減額訂正に関与していなかつ

たとえられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡^{そく}及^くして行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成6年1月から同年10月までは53万円、同年11月から8年1月までは59万円とすることが必要と認められる。

埼玉厚生年金 事案 1994

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年3月1日から8年3月31日まで
社会保険事務所からの連絡により、株式会社Aに勤務した期間のうち、平成6年3月から8年2月までの標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の株式会社Aにおける申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年3月から8年2月までは30万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（8年3月31日）より後の同年4月25日付けで、6年3月から8年2月までの標準報酬月額が30万円から9万8,000円に遡及^{そきゆう}して引き下げられていることが確認できる。

社会保険事務所において、このような遡及^{そきゆう}により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人の雇用保険受給者記録に記載されている離職時賃金日額から換算した給与月額は、厚生年金保険被保険者記録に記載されている標準報酬月額とほぼ一致することから、申立人は標準報酬月額の訂正処理に関与する立場になかったことが推認出来る。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た標準報酬月額の記録から、30万円とすることが必要であると認められる。

埼玉厚生年金 事案 1995

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成4年4月から5年1月までを36万円に、同年2月から同年11月までを26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年12月16日まで
社会保険庁からの連絡により、A株式会社における平成4年4月から5年11月までの期間に係る標準報酬月額が実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年12月16日より後の6年3月31日において、事業主を含めて当該事業所の役員4人の4年4月から5年11月までの標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、4年4月から5年1月までは36万円から8万円に、同年2月から同年11月までは26万円から8万円に訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、A株式会社の代表取締役の妻であり、商業登記簿謄本により、当該事業所の監査役であることが確認できる。

また、同僚によれば、申立人は常勤的な勤務がなかったこと、及び社会保険の手続は申立人以外の取締役が行っていたとしていることから、申立人は当該標準報酬月額の訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成4年4月から5年1月までを36万円に、同年2月から同年11月までを26万円とすることが必要と認められる。

埼玉厚生年金 事案 1996

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成4年4月から5年1月までを53万円に、同年2月から同年11月までを41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年12月16日まで
社会保険庁からの連絡により、A株式会社における平成4年4月から5年11月までの期間に係る標準報酬月額が実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人が代表取締役を務めていたA株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年12月16日以後の6年3月31日付けで、申立人に係る標準報酬月額が、4年4月から5年1月までは53万円から8万円に、同年2月から同年11月までは41万円から8万円に、それぞれ遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正については知らなかったと供述している。

また、商業登記簿謄本により、当該事業所は平成6年2月*日に破産宣告（破産手続開始決定）を受け、8年5月*日に破産廃止決定が確定していることが確認できる。

この破産手続に関し、破産手続開始決定日に破産管財人が選任されることとなるが、当該破産手続開始決定日（平成6年2月*日）は、当該標準報酬月額の減額訂正日（6年3月31日）より以前であることから、申立人は、当該減額訂正日において減額訂正に係る権限が無く、また、関与する立場に

もなかったと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成4年4月から5年1月までは53万円に、同年2月から同年11月までは41万円とすることが必要である。

埼玉厚生年金 事案 1997

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年3月から同年6月までを44万円に、同年7月から5年1月までを53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から5年2月28日まで

社会保険庁の記録では、A株式会社における平成3年3月から5年1月までの23か月について、標準報酬月額が同年4月2日付けで遡及して11万円に訂正されていることがわかった。標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が取締役を務めていたA株式会社は、平成5年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同日以降の同年4月2日付けで申立人の厚生年金保険に係る標準報酬月額が、3年3月から同年6月までは44万円から11万円に、同年7月から5年1月までは53万円（最高等級）から11万円に、それぞれ遡及して減額訂正されているほか、同社の事業主も同時期に標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の大部分において雇用保険に加入していることが雇用保険の記録から確認できる。

さらに、申立人の、雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額から換算した1月当たりの賃金額と、社会保険庁に記録されている同社が適用事業所に該当しなくなった時点における標準報酬月額はほぼ一致することが確認できる。

一方、同社の事業主は、同社において、標準報酬月額の遡及訂正が行わ

れた経緯について不明としながらも、自らが経営に関与した会社のうち数社において、社会保険事務所職員と相談の上で、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正を行ったことを供述している。

これらを総合的に判断すると、当該標準報酬月額については有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険庁に届け出た当初の記録から、平成3年3月から同年6月までを44万円に、同年7月から5年1月までを53万円とすることが必要と認められる。

埼玉厚生年金 事案 1998

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から同年12月31日まで
株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、平成4年1月から同年11月までの標準報酬月額が30万円から8万円に訂正されていた。このような処理について納得することができない。標準報酬月額を訂正前の30万円に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する30万円と記録されていたが、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年12月31日以降の5年1月11日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録が遡及して訂正されており、申立人の4年1月1日から同年11月までの標準報酬月額が30万円から8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、申立人は、同社において取締役であったことを確認できるが、同社の事業主は、当該減額訂正について社会保険事務所職員から説明を受けたと供述している上、申立人は当該事業主から、社会保険事務所職員から説明を受けて押印したことを聞いたと供述していることから、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由はなく、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から30万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から 62 年 6 月まで
申立期間については実家の母が国民年金に加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれたはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、母親は他界しており保険料納付に関する証言が得られず、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は平成元年 8 月ごろであり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、申立人はそれ以前に住所の移転もないため、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 36 年 4 月ごろ A 市で夫と共に国民年金に加入し、自宅に来ていた集金人に納付していたか、近くにあった A 市役所 B 出張所か C 出張所で納付していた。

また、夫が亡くなってから第 4 子が 18 歳になるまで母子年金を受給していたことから、保険料を納付していたはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市に在住していた昭和 36 年 4 月ごろにその夫と共に国民年金に加入し、申立期間を含め国民年金保険料は自宅に来ていた集金人に納付していたか、最寄りの A 市役所 B 出張所又は C 出張所で納付したとしているが、申立人と同時に国民年金に加入したと認められる夫は、申立期間の保険料が未納となっており、また、A 市役所によれば、同区内で集金人制度が開始されたのは申立期間中の 38 年 4 月からであり、B 出張所は 27 年に閉鎖され、C 出張所では国民年金保険料は納付できなかったとしていることから、申立人の主張と相違している。

さらに、A 市保管の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の一部を含む昭和 37 年 4 月から 45 年 3 月までは法定免除期間であったことが明記されており、同期間中に保険料を納付したとは考え難く、申立期間の保険料を納付した事実を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

加えて、申立人は昭和 43 年 2 月にその夫が他界した後、母子年金を受給していたため、申立期間の保険料を納付したはずとしているが、申立人

の母子年金は、同年金の支給要件に基づき、40年1月から42年12月までの3年間に保険料免除期間で満たされていたために支給されたものと考えられ、申立期間の保険料納付状況は母子年金の支給要件に関係が無いことから、母子年金を受給していたことを理由に申立期間の保険料を納付していたとする主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から49年11月までの期間及び平成5年5月から6年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から49年11月まで
② 平成5年5月から6年7月まで

申立期間①については、A区B事務所で国民健康保険の加入手続を行ったので、国民年金にも加入していると思う。申立期間が未加入及び未納とされているのは納得できない。

申立期間②については、C市役所で国民年金に加入した。妻の記入していた家計簿に国民年金保険料の支出が記載されており、当該期間の保険料は納付している。申立期間が未加入及び未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和47年3月に会社を退職した後、A区B事務所で国民健康保険の加入手続を行ったので同時に国民年金にも加入しているはずだとしているが、申立人は、国民年金の加入手続、国民年金手帳の受領及び保険料納付等の記憶が無いとし、同居していた申立人の妻も同様にこれらの記憶は無いとしているため、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①当時、同居していたとする申立人の妻及び弟も申立期間①の国民年金記録は未加入となっており、申立人の申立期間①の国民年金保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、当時、その妻が記入していた家計簿

に申立期間②の国民年金保険料の支出の記録があるため、当該期間の保険料を納付したとしているが、申立人が提出した平成5年4月から6年8月までの家計簿（写）には、5年11月に同年5月から同年9月までの保険料分として5万2,500円を支出した記録をはじめとして、平成5年度の保険料月額1万500円を10か月分及び6年度保険料月額1万1,100円を3か月分支出した記録があり、いずれも1人分の保険料額の支出と合致し、妻は申立期間②に該当する保険料をすべて納付していることから、この家計簿に記載された国民年金保険料額の支出は妻の国民年金保険料の納付額であると推認され、申立人の申立期間②の保険料であるとは認め難い。

また、そのほかに、申立人の申立期間②の保険料の納付を裏付ける関連資料（確定申告書等）は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から49年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、当時、衣料品の卸業を営んでいた父親が、家族の分をまとめて納税組合に納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当時、衣料品の卸業を営んでいたその父親が、家族の分をまとめて納税組合に納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和49年6月であり、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、当時、申立人と同居し同様の立場にあったとする申立人の従兄は、申立期間のうち、20歳到達月の昭和41年*月から44年1月までは国民年金に未加入である上、従兄が所持する納付書・領収証書により、厚生年金保険の資格を喪失した47年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料を54年8月25日に特例納付で納付していることが確認できることから、当時、家族とともに納税組合に納付していなかったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその父親は既に他界しており、納付状況が不明である上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで
申立期間の国民年金保険料については、A地に住んでいた大学生当時、私がB区役所へ行き、1年分1,000円から1,200円納付しているはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人がB区役所で国民年金に加入し、保険料を1年分1,000円から1,200円納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる加入時期は昭和40年1月であり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、申立人からは、さかのぼって納付したなどの納付に関する具体的な申述が得られず、1年分1,000円から1,200円納付したとしている時期も確認できないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和43年10月から46年6月までの期間、48年5月から同年10月までの期間、48年12月から49年6月までの期間、50年1月から同年3月までの期間、53年4月から同年6月までの期間、53年10月から同年12月までの期間、55年6月から57年3月までの期間及び57年12月から58年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から46年6月まで
② 昭和48年5月から同年10月まで
③ 昭和48年12月から49年6月まで
④ 昭和50年1月から同年3月まで
⑤ 昭和53年4月から同年6月まで
⑥ 昭和53年10月から同年12月まで
⑦ 昭和55年6月から57年3月まで
⑧ 昭和57年12月から58年12月まで

私は、今回の年金問題で私の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、未納期間があることが分かった。国民年金の加入手続は父が行ってくれて、当初の保険料は父が納付してくれたが、その後は私が納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の父が村のAという役職の人が国民年金保険料を集金に来たので納付したと主張しているが、B市役所では、申立人の国民年金の加入記録及び国民年金保険料の納付記録は見当たらないとしている上、その父は亡くなっており、申立人も保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

- 2 申立期間②について、申立人は、毎月納付書が送達され、毎月まとめて納付したとしているが、申立期間②は、厚生年金保険と厚生年金保険の間の6か月間であり、厚生年金保険から国民年金への切替手続の記憶が無い上、具体的な納付状況が曖昧である。
- 3 申立期間③について、申立人は、勤めていた株式会社Cが給料から国民年金保険料を差し引いて納付したと主張しているが、納付書を提出した記憶も無く、同社がどのように保険料を納付していたか分からないとしており、その状況は不明である。
- 4 申立期間④について、申立人は、所属していたDの担当部長が国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、どのように手続をしたか分からないとしており、担当部長の証言が得られないため、その状況は不明である。
- 5 申立期間⑤及び⑥について、申立人は、E区役所の国民年金の担当窓口で納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付したと主張しているが、E区では、当時、窓口で納付書と現金により保険料を収納していたとしているものの、納付書の型式や納付サイクルなど具体的な納付状況が曖昧である。
- 6 申立期間⑦について、申立人は、F区に転居してからまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているが、納付の状況を覚えていないなど、記憶が曖昧である上、申立期間後は免除期間となっている。
- 7 申立期間⑧について、申立人は、当時、運営していたGを5つ開いており、指導に飛び回っていたので、目についた金融機関で国民年金保険料を納付し、免除期間の一部はGの運営に関わった会計士が納付して、また未納期間はGの理事から何か支払は無いかと言われたので、70万円を立て替えてもらい、そのうちの10万円が国民年金保険料及び国民健康保険料（3万4,980円）であると主張しているが、追納や未納期間の保険料の納付書の発行、納付場所など保険料の納付状況が不明である上、会計士及び理事の証言が得られない。
- 8 申立人の口頭意見陳述において、申立人は、申立期間①から⑧までの国民年金保険料の納付は前記1から7までのように納付したと申し立て

ていたものをすべて自ら納付したと主張を変えたが、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況等について、当初の申立て以上に具体的な申述が得られなかった。

- 9 申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 10 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年12月まで

私は、厚生年金保険と国民年金が継続しないと厚生年金保険がもらえないと聞き、昭和49年11月ごろ、結婚を契機にA市役所に行って国民年金の加入手続きを行い、48年4月からの保険料6万円を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年11月ごろ、国民年金の加入手続きをしたと主張しているが、A市の被保険者名簿の補記欄には、「53年8月26日資格取得日」と記載されており、社会保険庁の国民年金手帳記号番号の払出簿においても53年9月18日が払出日となっていることから、同年8月に加入手続きをしたことが確認でき、加入手続き後の同年12月12日に51年1月から53年3月までの国民年金保険料を過年度納付しており、当該時点で、申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、昭和49年11月に国民年金の加入手続きをした際に、未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付して下さいと言われ、夫婦で7万円を工面し約6万円を納付したと主張しているが、53年12月12日に過年度納付した保険料(4万6,500円)と53年9月に納付した同年4月から同年12月までの現年度保険料(2万4,300円)を合わせると、7万800円になり、申立人が、国民年金の加入手続き後にまとめて納付したと主張する保険料が過年度及び現年度保険料の額におおむね一致することから、そのことと混同している可能性も否定できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、新聞で国民年金制度が始まるのを知り、将来のことを考え加入した。国民年金保険料は、役員の方が3か月に一度自宅に集金に来たので納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料について、役員の方が集金に来ていたと主張しているが、国民年金の徴収カードや領収証書は無く、国民年金手帳や印紙及び検認のことを記憶していないなど、保険料の納付方法等が曖昧である。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人の夫の保険料は未納となっている上、申立人の夫は、昭和41年7月21日に国民年金の加入手続をし、当該時点において40年4月から41年3月までの1年間の保険料を過年度納付しており、申立人も40年4月から41年3月までの1年間の保険料を現年度納付しているなど、まとめて納付する保険料を1年間としていたことがうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 43 年 3 月まで

私は、A の工場で職人として働いていたときに手足がひどい皮膚病になったので、昭和 44 年 2 月に B 町（現在は、C 市）役場で国民健康保険の加入手続を行った際、役場職員から国民年金に加入するように勧められ、国民年金の加入手続を行った。そのときに窓口職員から未納期間の 4 年分の保険料を納付できると聞き、窓口で一括して現金で納付したので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 2 月に国民年金の加入手続をしたときに、役場職員から 4 年間さかのぼって納付できると聞き、窓口で 39 年 5 月から 43 年 3 月までの約 4 年分の保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 44 年 1 月ごろに払い出されており、その時点からすると申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立人の所持する国民年金手帳により資格取得日は昭和 38 年 * 月 * 日であることが確認できることから、加入時点における未納期間は 39 年 5 月からではなく 38 年 2 月からであり、4 年間さかのぼって納付したとする主張は不自然である。

さらに、申立人は、さかのぼって納付した国民年金保険料額を覚えていないなど保険料納付に関する記憶があいまいである上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、このほか保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、25 年以上納付しないと年金をもらえないと思い、義母に依頼して地区の年金係に国民年金の加入手続をしてもらい、その後は地区の年金係に義母が保険料を納付していた。社会保険庁の記録では昭和 56 年 10 月 20 日に資格を喪失したことになるが、そのような手続を行った覚えはなく、61 年 3 月まで保険料を納付していたはずで、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義母に依頼して地区の年金係に国民年金の加入手続をもらい、その後は地区の年金係に義母が昭和 61 年 3 月まで保険料を納付していたとしているが、A 町の被保険者名簿及び申立人の所持する国民年金手帳のいずれにも 56 年 10 月 20 日に国民年金被保険者資格を喪失した記録があることから、少なくとも行政側では、申立人が資格を喪失したものと取り扱い、申立期間の保険料収納が行われることはなかったと推認され、申立人は保険料を納付できなかったと考えられる。

また、申立人は、国民年金の手続や保険料納付に直接関与しておらず、手続や保険料納付を行っていたとするその義母は既に他界しており、国民年金の加入手続、資格喪失手続及び保険料納付時の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から53年3月まで

昭和46年7月から夫が自営業を始めたので、夫婦で国民年金に加入した。A区役所で加入手続をしたと思う。送られた納付書により、B区では当時のC金庫D支店で、E市では当時のF銀行G支店やH金庫I支店で、私が窓口で夫婦二人分の保険料を一緒に納めた。申立期間について、夫は納付済みとなっているのに、私だけ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫とともに国民年金に加入したとしているが、夫の国民年金手帳記号番号は昭和47年7月ごろに払い出され、申立人の手帳記号番号は53年12月15日に払い出されており、申立内容と異なっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できず、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出された形跡が確認できない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出時点では、過年度納付及び特例納付により申立期間の保険料を納付することは可能であったが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続、年金手帳の交付、保険料額等についての記憶が曖昧であるなど、申立期間の国民年金の加入や保険料の納付に関する状況が不明であり、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月、同年 2 月、53 年 9 月から 56 年 9 月までの期間及び 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月及び同年 2 月
② 昭和 53 年 9 月から 56 年 9 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は会社の総務部に勤務していた関係で、年金関係の手続は熟知していた。会社退職後は、国民年金に加入することは知っていたので、当時住んでいた近くの A 区役所に行き、国民年金に加入した。しばらくしてから納付書が送られてきたので、金融機関に納付したと記憶している。

次に、会社を辞めた時も、国民年金の加入手続を行い、国民年金第 3 号被保険者になるまでの間、ずっと保険料を納付していたので未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は会社退職後、A 区に住んでいたときに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 11 月 6 日に、転居した B 区で払い出されており、払出日からすると申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間③について、申立人は B 区に住んでいた当時から昭和 58 年 9 月に C 市（現在は、D 市）に転居してからも引き続き保険料を納付し、61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者に種別変更するまでの間、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、国

民年金の任意加入の資格喪失日は記載されているが、国民年金に再加入
手続を行った記載が無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間で
あることが確認でき、保険料の納付書は発行されなかったと推認される。

- 3 そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す
関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に
判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと
認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月及び 60 年 6 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 5 月
② 昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月まで

社会保険事務所に出向いて年金加入歴を調べてもらったところ、申立期間が未納になっていると言われ驚いた。未納とされている厚生年金保険に入る前の 1 か月分と脱退してからの 10 か月分の国民年金保険料は、A 市役所で納付手続をして支払った。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、国民年金の保険料を A 市役所で納付し、申立期間②については、勤務形態が正社員からパートの派遣スタッフに変更となったので、厚生年金保険から国民年金への切替手続を同市役所で行い、保険料は銀行からの口座振替で一括納付したと申し立てているが、A 市の被保険者名簿、申立人の所持する国民年金手帳及び社会保険庁の記録により、申立期間①の昭和 57 年 5 月 29 日の国民年金被保険者資格喪失後から厚生年金保険に加入するまでの間と、申立期間②の 60 年 6 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格喪失後から 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格取得するまでの間は、国民年金未加入期間となっていることが確認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が納付したとする申立期間①及び②の国民年金保険料額、納付時期等の記憶が曖昧であり、具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年3月から61年3月まで

申立期間のころの国民年金保険料の徴収は、納税組合の徴収員が徴収し、近所のA農協を経てB市役所へ納付していた。徴収員は自治会の班単位での順番制になっており、私の家も当然、当番が回ってきて徴収員をしたことがある。

私の家では、父が家族単位でまとめて徴収員に納付していたと記憶しているため、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、家族の国民年金保険料をまとめて毎月納税組合の徴収員に納付していたとしているが、申立期間のころの申立人の母親の納付記録は前納となっていることから、国民年金保険料を家族で毎月まとめて支払ったとする申立内容とは一致していない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月ごろに払い出されており、払出日からすると、59年4月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から平成 2 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から平成 2 年 8 月まで

申立期間のころの国民年金保険料の徴収は、納税組合の徴収員が徴収し、近所の A 農協を経て B 市役所へ納付していた。徴収員は自治会の班単位での順番制になっており、私の家も当然、当番が回ってきて徴収員をしたことがある。

私の家では、義父が家族単位でまとめて徴収員に納付していたと記憶しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義父が、家族の国民年金保険料をまとめて毎月納税組合の徴収員に納付していたとしているが、申立期間のころの申立人の義母の納付記録は、前納及び未納となっていることから、国民年金保険料を家族で毎月まとめて支払ったとする申立内容とは一致していない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 4 年 2 月ごろに払い出されており、払出日からすると、元年 12 月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から同年 9 月まで

社会保険事務所の記録では、A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務していた昭和 42 年 4 月から同年 9 月までの厚生年金保険被保険者記録が無いとのことだが、健康保険、厚生年金保険、失業保険等の社会保険にセットで加入していた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間についてA株式会社に勤務していたことは、当時の同僚二人が申立人を記憶していたと供述していることから、期間の特定はできないものの、申立期間に同社で営業担当として勤務していたことがうかがえる。

しかし、A株式会社は、申立期間当時の従業員に関する賃金台帳等の資料を保有していないことなどから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について、確認できないとしている。

また、当時の総務課長は、「同社では3か月から6か月の試用期間を設けており、この間は社会保険に加入させず、保険料も控除していなかった」との供述があった。

さらに、申立人は当時の同僚4人の氏名を記憶しているが、申立人と同職の営業担当3人についての厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、一人は車両担当であるとのことだが、苗字のみの記憶しかないので特定できなかった。

加えて、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿で申立人の申立期間前後に資格を取得していることが確認できた7人の同僚に照

会したところ、4人は、入社日、退職日及び勤務した期間並びに厚生年金保険料を控除されていた期間についての正確な記憶が無いとの回答であった。また、3人のうち、一人は「1年ぐらい勤務したと記憶しているが、同社での厚生年金保険被保険者記録は4か月であった。」、ほかの一人は「9か月勤務したと記憶しているが、同社での厚生年金保険被保険者記録は2か月であった。」、別の一人は「2年以上勤務したと記憶しているが、同社での厚生年金保険被保険者記録は13か月となっていた。」と供述している。

このことから、同社において、採用後一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行うという取扱いがあったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

さらに、申立人に係る、申立期間のA株式会社における雇用保険の加入記録は無い。

加えて、申立人の申立期間の住所地であるC区では、国民健康保険加入記録及び国民年金加入記録について資料の保存が無いため確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 21 日から 63 年 1 月 21 日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、昭和 62 年 10 月 21 日から 63 年 1 月 21 日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答が社会保険事務所からあった。62 年 10 月 21 日から同社に勤務し、入社後すぐに厚生年金保険に加入することを約束したことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述、当時の株式会社Aの業務内容に関する申立人の申立内容及び同僚の氏名の記憶から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業主は、「当時社員を雇用してもすぐに辞めてしまう状態が続いていたので、採用後3か月間は試用期間とし、この間は社会保険の加入は行わない慣例だった。採用時本人に伝えてあり、採用するすべての人に適用していたので申立人についても例外扱いはしていない。保険料の控除もしていない。」と供述している。

また、申立期間ごろに入社した3人の同僚は、入社2か月後または3か月後に厚生年金保険に加入していることが認められ、入社時に試用期間に関する説明を受けていたと供述していることから、申立人も、入社3か月後の昭和63年1月21日に厚生年金保険に加入する旨の手続が行われたものと推認できる。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録は厚生年金保険の記録と一致しており、「試用期間中は何も手続せず、試用期間後に雇用保険も厚生年金保険も一緒に処理した」とする事業主の供述と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 1 日から 62 年 3 月 31 日まで

昭和 61 年 9 月 1 日に株式会社Aに入社し、62 年 3 月 31 日までB支店に勤務していたが、社会保険庁の記録では、この期間の厚生年金保険の記録が抜けている。毎月の給料から厚生年金保険料を引かれていたはずであるから、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aの人事管理システムの記録に昭和 61 年 9 月 29 日入社、62 年 8 月 21 日退職と記録されている上、申立人の主張するとおり、入社してから 62 年 3 月末まで同社B支店において勤務していたことが、複数の同僚の供述により確認できる。

一方、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における申立人の被保険者資格取得日は、昭和 62 年 4 月 1 日と記録されており、当該記録には訂正等の痕跡が認められない上、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

また、事業主は、株式会社Aにおける厚生年金保険の保険料は、翌月の給与から控除していたと供述している上、当該事業所に勤務した従業者全員の給与台帳を保存しているが、申立人に係る昭和 61 年 10 月分から 62 年 4 月分までの給与台帳には、給与から厚生年金保険料を控除した記録は無く、申立人は厚生年金保険被保険者の資格取得前において、事業主によって給与から保険料を控除されていなかったことが確認できる。

さらに、事業主は、厚生年金保険の取扱いについて、当時入社後 2 か月間の研修期間を設けており、研修期間終了後に社員から必要書類の提出を受け、書類が整った者から順次厚生年金保険に加入させていたと供述して

いるところ、申立人が、申立人より1か月早く入社したという同僚は、事業所の人事管理システムの記録では入社日が昭和61年9月2日と記録されているが、事業主の保管に係る前述の通知書の被保険者資格取得日は62年4月15日とされていること、申立人より1か月後に入社したという同僚の入社日は61年11月4日、被保険者資格取得日は62年2月1日と記録されていること、及び申立人と同じ同通知書に資格取得日が62年3月21日と記載された4人の同僚については、事業所の人事管理システム記録において、入社日が同年1月10日、同月12日、同月13日及び同月21日と記録されていることが確認できることから、当該事業所においては、入社日から厚生年金保険の加入までに数か月を要していたものと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 8 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、株式会社A（申立期間当時の社名は、B株式会社）の総務部に在籍していた昭和 59 年 10 月から 60 年 7 月までの標準報酬月額が、年々昇給していたのに前年より低い額となっているのは納得できないので、調査して正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月 1 日から平成 10 年 8 月 16 日まで株式会社Aに勤務し、申立期間当時は総務部に在籍し、かつ、社員の昇給昇格等に関わる業務に携わっていたところ、年々基準内賃金の増額がされていたにもかかわらず、昭和 59 年 10 月に、標準報酬月額が 15 万円から 13 万 4,000 円に下がったことに疑問があると主張しているが、社会保険庁の記録では、申立人が主張するとおり、申立期間前後の標準報酬月額が、58 年 8 月の随時改定において 15 万円、59 年 10 月の定時決定において 13 万 4,000 円、60 年 8 月の随時改定において 15 万円と記録されていることが確認できる。

また、申立人は、株式会社Aで作成した昭和 55 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで毎年の基準内賃金等を記載した申立人に係る社内資料の写しを提出しているが、当該資料の記載内容から、申立人が主張するとおり、申立人の基準内賃金は年々増額されていたことが認められる。

しかしながら、株式会社Aが加入しているC年金基金の加入員台帳の記録では、申立人の申立期間前後の標準報酬月額について、昭和 58 年 8 月に月変 15 万円、59 年 10 月に算定 13 万 4,000 円、60 年 8 月に月変 15 万円と記録されており、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人の昭和 59 年 10 月における標準報酬月額の時決定に係る算定基礎届について、事業主は資料が保存されていないため不明としているが、当時厚生年金保険事務等を担当していた複数の同僚が、算定基礎届の資料は、コンピューターによって 8 部複写の連続用紙に出力印字したものが用いられ、出力後に標準報酬月額の随時改定対象者、時決定対象者等のチェックをした上で、当該事業所から D 保険組合に 8 部とも提出し、同健康保険組合か C 年金基金を経て、社会保険事務所に提出された後、随時改定又は時決定が行われ、社会保険事務所から事業主に標準報酬月額決定確認通知書が送付されていたと供述しているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、社会保険庁及 C 年金基金等の複数の組織において、同一内容によって記録されていることから、事業主の届出どおりに記録がされているものと認められる。

さらに、申立人と同時期に入社し、申立期間当時に在職していた 22 人のうち、昭和 59 年 10 月の時決定において、申立人を含む 8 人が以前より低い標準報酬月額に、7 人が以前と同額の標準報酬月額に決定されており、申立人の標準報酬月額の記録が特異な記録であると認められないこと、及び社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の記録に、以前より低い標準報酬月額が記録されているが、この記録内容に訂正等の痕跡が認められないことから、同年 10 月の時決定は、事業主によって届出が行われた算定基礎資料に基づき、標準報酬月額が適法に決定されたものと認められる。

加えて、申立人が提出した社内資料に記載された E については、複数の同僚が、かつて株式会社 A の実績型職能資格制度の中で E という名称が使用されていたが、昭和 59 年 4 月に制度の一部改正が行われて使用しなくなり、併せてこのときに給与体系に変化があったとしている。

なお、事業主は、当時の給与体系変更の資料や算定基礎資料等は、既に廃棄されており保存していないと回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 5 月 16 日から同年 10 月 1 日まで
A会には、平成 17 年 3 月から 18 年 1 月まで勤務したのに、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていない。申立期間も継続して同法人に勤務しており、厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA会に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、同法人が保管する申立人に係る関連資料によると、i) 賃金台帳では、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないこと、ii) 労働契約書では、同法人との間において平成 17 年 5 月 16 日付けで勤務日数について、従前の「週 4 日又は 5 日勤務」を「週 2 日又は 3 日勤務」に変更する旨の契約が締結されていること、iii) 健康保険厚生年金保険資格喪失届及び社会保険庁の記録では、同年 5 月 18 日付けで同法人が社会保険事務所に対して申立人の健康保険証を返還し、申立人の被保険者資格が同年 5 月 16 日付け喪失した旨の届を提出していること、などが確認できることから、申立人は申立期間において厚生年金保険被保険者であったとは認められない。

また、雇用保険の被保険者記録において、申立期間に係る申立人の雇用保険加入の記録は存在しない。

なお、社会保険庁の記録により、平成 17 年 6 月 14 日付けで申立人はその夫の健康保険の被扶養者となり、国民年金の第 3 号被保険者となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1964

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 10 月 1 日から 18 年 2 月 1 日まで

有限会社Aに勤務していた当時の平均月収は、23 万 2,290 円であったにもかかわらず、社会保険事務所の標準報酬月額が 13 万 4,000 円となっているので、申立期間の標準報酬月額を給与の支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成 16 年分及び 17 年分給与所得の源泉徴収票のうち、当該事業所における 1 年間の給与支払期間となる 17 年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額を検証したところ、社会保険庁に記録のある標準報酬月額に基づいて算出した年間保険料額以下の額であり、申立人が給与控除された社会保険料控除額に相当する標準報酬月額を確認することができなかった。

また、当該事業主は、事業所の給与体系が固定給部分と歩合給部分から成っているところ、社会保険料の届出及び給与控除額は、固定給部分のみに相当する額であるとしているとともに、今後、給与支給総額にかかる厚生年金保険料を納付するつもりはないと回答している。

さらに、B 社会保険事務所から提出のあった、平成 16 年 10 月 1 日付け健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届出及び健康保険厚生年金保険報酬月額算定基礎届出に係る平成 17 年 9 月 1 日付け決定から、有限会社Aが申立期間について、13 万 4,000 円の届出を行ったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年中ごろから23年12月1日まで
厚生年金保険の加入期間が昭和21年5月から23年12月まで空白となっている。自分は22年中ごろに上京し、株式会社Aの社員寮に入寮した。その後、少し落ち着いた23年4月に自動車運転免許も取得した。現在、受給している年金のうち、昭和23年12月1日から24年4月1日の加入期間は株式会社Aでのものと思われるが、もっと前から勤務していたのだから事実と相違している。
昭和22年中ごろから23年12月1日までの加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、入社日の特定はできないものの、申立人は、申立期間当時、株式会社AのB出張所において勤務していたことは推認される。しかしながら、同僚照会は10人中9人が文書又は電話にて回答してきたものの、申立期間について保険料控除が認められる事実や供述は得られなかった。

また、申立人は申立期間中C以外の勤務地へ派遣されたことは無く、マイクロ検索による職歴審査照会にも該当するものは無かった。

さらに、事業所照会において、Aは、「申立人の名前が名簿に無く、記録が見つからないため、すべて不明。」と回答している。

加えて、D社会保険事務局の調査によると、株式会社AのB出張所の新規適用日が昭和23年12月1日であることが「事業所記号順索引簿」に記載されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1967

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月ごろから 40 年 3 月ごろまで

A株式会社（現在は、B株式会社）に昭和 39 年 4 月ころ職安の紹介で入社した。場所はC町の地下鉄工場の現場事務所で、事務所には男性が 3 人、女性が 4 人いて、上司はDさん、Eさん、Fさん、仕事は経理補助だった。病院名は覚えていないが、健康保険証で医者にかかった記憶がある。記録を調べて、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の当時の上司や同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、A株式会社のC町の現場事務所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B株式会社は、「申立人は当時工事現場等で直営労務又は臨時雇事務員であったと思われ、現場ごとに雇用契約及び社会保険料の徴収を行っていたため、記録は現存しない。」と回答し、社会保険事務所の同社の厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の番号に欠番は無い。

また、当時の上司は、「申立人に厚生年金保険の加入をすすめたが、加入しなかった。」と供述している。

さらに、当時の複数の同僚は、現場採用の場合一定期間厚生年金保険には加入させていなかったと回答している。

加えて、申立人は、健康保険証で医者にかかった記憶があるとするが、病院名は記憶しておらず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は

無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 9 月から 22 年 8 月 1 日まで
② 昭和 22 年 11 月 1 日から 23 年 11 月まで
③ 昭和 26 年 8 月から 27 年 9 月 15 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A株式会社B支社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無く、また、C株式会社に勤務した期間のうち、申立期間③の加入記録が無いとのことであった。A株式会社には昭和 21 年 9 月から 23 年 11 月まで、C株式会社には 26 年 8 月からそれぞれ継続して勤務していたはずなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は昭和 31 年 10 月に他事業所に就職する際に作成したとする履歴書の記載内容等から、A株式会社B支社には 21 年 9 月から 23 年 11 月まで勤務していたとしている。

しかしながら、当時の事業主は既に亡くなっている上、A株式会社の承継企業であるD株式会社では、当時の資料が無く、申立人の在籍期間や厚生年金保険加入状況については不明であるとしている。

また、申立人が記憶している当時の上司及び同僚はいずれも故人又は連絡先不明となっていることから、社会保険事務所が保管するA株式会社B支社の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①及び②の期間に被保険者であったことが確認できる同僚に照会したところ、8人中二人が申立人のことを記憶していたものの、勤務期間や事業主による保険料控除等、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は得られなかった。

さらに、申立人と資格取得が同一日である他の二人は、入社時から1年余の間、加入記録が無い旨回答し、うち一人は「会社が加入手続きをしていなかったのではないか。」としているほか、申立人が自分の在籍中に他社に転出したとする同僚（故人）についても、転出先での加入記録はあるものの、A株式会社B支社での加入記録が確認できないことから、当時、同支社では従業員の厚生年金保険への加入について何らかの区別があったことがうかがわれる。

加えて、申立人が昭和31年10月に再交付を受けたとする厚生年金保険被保険者証には、資格取得日が22年8月1日と記載されている。

- 2 申立期間③については、申立人は、前述の履歴書記載内容等から、C株式会社に入社したのは昭和26年8月であり、同社を退職するまで継続して勤務していたとしている。

しかしながら、同社の承継企業であるE株式会社の労務管理業務委託先であるF所では、当時の資料が無く、申立人の在籍期間や厚生年金保険加入状況については不明であるとしている。

また、同僚照会では、申立人が氏名を記憶し、連絡先が特定できた同僚一人が唯一、申立人のことを記憶していたが、同人のC株式会社における厚生年金保険の資格取得が申立人とほぼ同時期であることから、申立人の入社時期等、申立てに係る事実を確認できる供述は得られなかったほか、同社における資格取得及び資格喪失が申立期間③内で、その供述内容から職場が申立人と同一であったと推認できる同僚は、申立人のことを記憶していなかった。

さらに、申立人が同期に入社したとする同僚（故人）は、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じ昭和27年9月15日に資格を取得していることが確認できる上、同人には23年12月から27年6月まで他事業所における加入記録があることが社会保険庁のオンライン記録で確認できることから、入社時期を26年8月とする主張は申立人の記憶違いによるものとみられる。

加えて、当該被保険者名簿には、上記以外に申立人の氏名の記載が無く、申立期間の前後の期間を通じて健康保険の番号に欠番も無い。

- 3 そのほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の各事業主による控除については、申立人に具体的な記憶が無く、当該控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係

る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1972

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 10 日から 42 年 11 月 13 日まで
② 昭和 42 年 12 月 11 日から 45 年 7 月 21 日まで

平成 18 年 9 月に年金を受給するまでの準備期間として自分の年金記録を確認するため、Aを訪れ、自分の年金記録を調べてもらったら、申立期間①及び②については脱退手当金として支給されていることを初めて知った。私は、脱退手当金制度があることは知らなかったし、自分で請求したことも受給したことも無いので、その後、何度もB社会保険事務所に相談に行ったが、不誠実な対応で何も進展しなかった。昨今、テレビで「脱退手当金を不正受給している企業があること」が報じられ社会問題になっている。私の申立期間の厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管している申立人の「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」及び「脱退手当金受付簿」に記載されている内容は、申立期間①及び②の脱退手当金を支給したとするオンライン記録の支給対象期間、支給額及び支給決定日と一致している上、同受付簿には、郵便局等窓口において脱退手当金を支払ったことを示す「会計 45. 10. 30」の日付印が押されている。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金が3か月以内に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から 33 年 7 月 1 日まで
株式会社A（後に、(有)Bに社名変更）に昭和 29 年 7 月 1 日に入社して 37 年 9 月 26 日までCとして勤務していた。ところが社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格取得日が 33 年 7 月 1 日となっており約 4 年間の記録が欠落している。同時期に入社した同僚は 31 年 8 月に資格取得しているので、調べて申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していたことが、当時の同僚の供述により推認できるものの、連絡の取れた同僚は、いずれもが「申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたかは不明である」と供述している上、申立人の挙げた同僚の資格取得日は、入社から約 2 年後となっているほか、他の同僚の資格取得日についても、短い人で入社から 3 月後、長い人で 4 年後となっている。

また、株式会社Aを管轄するD法務局は、「同社は昭和 60 年以前に閉鎖しており、会社登記簿謄本は廃棄して無い」としており、事業主に照会することができず、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入状況について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間における健康保険番号は連番であり追加及び欠番は無い上、昭和 33 年 7 月 1 日付けで資格取得した者が申立人を含めて 68 人いることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されて

いた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年7月1日から19年10月1日まで
昭和13年4月1日から46年10月31日までA株式会社に継続して勤務していたが、申立期間については、厚生年金保険被保険者期間から抜けているので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された在籍証明書及び厚生年金・健康保険台帳により、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、昭和17年6月施行の労働者年金保険法は、19年10月に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場や炭鉱で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたところ、A株式会社の厚生年金・健康保険台帳によると、申立人は申立期間当時、同社の営業係との記載がある上、同僚は「申立人は、私と同じ設計関係の仕事をしていた先輩である。」と供述していることから、申立人は申立期間において労働者年金保険の被保険者となるための要件を満たしていなかったものと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法では、19年6月1日から同年9月30日までは、同法の適用準備期間（年金額の算定の対象とはならない期間）であることから、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間とはなり得ない期間である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、労働者年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年ごろから 41 年ごろまで
(有限会社A)
② 昭和 45 年ごろから 46 年ごろまで
(有限会社B)
③ 昭和 46 年ごろ
(有限会社C)
④ 不明
(D店)
⑤ 不明
(株式会社E)
⑥ 不明
(株式会社F)

社会保険庁の記録では、勤務していた有限会社A、有限会社B、有限会社C、D店、株式会社E及び株式会社Fのいずれも厚生年金保険被保険者期間が欠落しているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①、④、⑤及び⑥について、Gとして勤務していたとしているが、社会保険庁の記録から有限会社A、D店、株式会社E及び株式会社Fは厚生年金保険の適用事業所として確認することができないため、同僚等から当時の状況を聴取することができない。

また、有限会社A、D店、株式会社E及び株式会社Fの所在地を管轄する各々の法務局の商業登記簿においても当該事業所は確認できず、そのほかの手段を講じてもこれらの事業所を特定することができず、各事

業主に対する調査を行うことができないことから、各申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 2 申立期間②について、社会保険庁の記録では、有限会社Bは厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人は「従業員は事業主の家族以外は自分のみであった」としていることから、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件には該当していなかったものと認められる。

また、当該事業所を管轄する法務局では、法人登記がなされていないことから法人格を有しない個人経営の事業所であると推測されるとしている上、事業主は、「申立人は昭和 47 年ごろから約 1 年間勤務していたが、厚生年金保険には加入しておらず、給与から保険料も控除していなかった」としている。

- 3 申立期間③について、申立人がGとして勤務していたとする有限会社Cは、厚生年金保険の適用事業所とはなっているものの、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票には申立人の記録は見当たらず、同僚は、「Hには、そのような者はいなかった。」と供述しており、申立人の勤務を確認できない。

また、事業主によると、業務の繁忙期に臨時的かつ短期的な雇用として、厚生年金保険の加入には適用除外としていた者も複数人いたとしている。

- 4 申立人は、申立期間①から⑥までに係る事業所における勤務期間が明確ではなく、自身の姓を変更しているとするものの記憶が明確でない上、戸籍においても確認できないことから、氏名検索等による年金記録の確認も困難である上、各申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料や周辺事情も無い。

また、申立人の現在の姓及び婚姻による過去の4つの姓に基づく雇用保険の被保険者記録は無い。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 27 日から 61 年 10 月 15 日まで
申立期間は、A株式会社に勤務し厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における仕事内容についての具体的な供述により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する事業所記号払出簿にA株式会社の名称は無い上、商業登記簿上も同事業者名では記録が無いことから、申立てに係る事業所を特定することはできない。

なお、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間に申立事業所と同じ名称の適用事業所が2社認められたが、申立人は申立事業者ではないとしており、社会保険事務所が保管する両社に係る厚生年金保険被保険者原票の申立期間に申立人の氏名は確認できない。

また、申立人は、A株式会社の事業主及び同僚の氏名を覚えておらず、上記のとおり申立事業所を特定することもできないことから、事業主及び同僚に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1983 (事案 616 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月1日から同年8月10日まで
(A株式会社)
② 昭和26年10月1日から39年6月16日まで
(B社)

平成19年8月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金を受給していると回答があった。私は脱退手当金については全く受けていない。厚生年金保険被保険者証についても見たことが無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の脱退手当金の支給額はA株式会社及びB社の被保険者期間を合算した期間を元に計算された額であり、計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、切迫流産で入院中にB社を辞めさせられたので、脱退手当金のことは全く知らず、厚生年金保険被保険者証も見ることが無いと、前回の申立てと同じ内容を改めて主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、今回の調査では、B社において申立人が資格喪失した昭和39年6月以前に資格取得し、脱退手当金の受給資格のある同僚女性について、脱退手当金の受給の有無を確認したが、大半の者が受給していることが確認できるとともに、新たにB社の申立期間当時の社会保険事務の複数の担当者から聴取を行ったところ、退職者には脱退手当金制度の説明を行い、厚生年金保険被保険者証を手交した上で、脱退手当金の請求は退職者自らの判断に任せていたとの供述を得た。

また、申立人は、B社を入院中に辞めさせられたと述べているが、当時の人事担当者及び複数の同僚女性から、結婚や妊娠等を理由に一方向的に解雇されることは考え難いとの供述を得たとともに、同社の人事記録には依願退職である記録が確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月16日から39年1月14日まで
平成15年9月ごろに年金を受給しようと思い、社会保険事務所へ出向いた際、申立期間の厚生年金保険については脱退手当金を支給済みとの説明を受けた。しかしながら、どう考えても自分では受給した記憶が無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を示す「脱」の押印がある上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和39年2月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。
これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月15日から42年5月1日まで
(A株式会社)
② 昭和42年6月12日から43年6月1日まで
(B株式会社)
③ 昭和43年7月16日から44年10月21日まで
(C株式会社)

脱退手当金の請求をした記憶が全く無い。それにもかかわらず支給した記録になっているのは納得できない。退職した後に、自宅の住所を教えたこともなければ通帳も作ったこともない。どのように支給したのか説明してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和45年1月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、脱退手当金を請求する場合、その請求以前の厚生年金保険の被保険者期間のすべてを対象として請求するものとされているところ、昭和42年5月1日から同年6月11日までのD株式会社に係る脱退手当金の支給対象期間となっていないが、同期間は1か月と短く、申立人の脱退手当金が支給されたとされる昭和45年1月から約4年前であるため、同期間の請求を失念したことも十分考えられる。

さらに、申立人に聴取しても、請求・受給した記憶が無いというほかに

脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から28年6月1日まで

A社B支店（現在は、C社D支社）を退職後、E会に再就職した。このときに厚生年金保険の手帳番号を新しいものにしてもらった。当時は年金に関する知識が乏しく、特に意識はしなかった。E会退職後しばらくしてF会（現在は、G会）に再就職した。F会は、E会が組織変更を行ったもので、再就職した際の手帳番号は指導農協連合会に就職したときのものと同じだった。

F会を退職した際に脱退手当金を請求したことは間違いないが、A社B支店の分は請求していない。A社B支店とF会は手帳番号が異なっている。私は手番統合もしたこともなければ、教えたこともない。A社B支店については、絶対にもらっていないのに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金を請求したとしているE会（以下、「E会」という。）及びE会退職後に再就職したF会（以下、「F会」という。）は、同一の厚生年金被保険者台帳記号番号であるが、申立期間であるA社B支店（以下、「H」という。）とは別の厚生年金被保険者台帳記号番号であり、脱退手当金の請求時点では番号の重複取消もしていないのに、Gの被保険者期間が脱退手当金の請求済みとなっているのはおかしい旨を申し立てている。

しかし、E会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば申立人がE会に在籍中の昭和29年3月6日に重複取消処理が行われ、Hで払い出された厚生年金被保険者手帳番号に統合されていることが確認できる。

また、E会とF会の被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台

帳により、F会で被保険者資格を取得した際の厚生年金被保険者台帳記号番号は、Hで払い出されたものと同一であることが確認できる。

さらに、申立人は脱退手当金を請求したとしているE会とF会の記号番号を名寄せによりHの被保険者台帳記号番号に統合したことが原因で申立期間が脱退手当金の支給済み対象期間とされたのではないかとしているが、前述した理由により脱退手当金が支給決定された昭和33年2月時点において、申立期間も含めて手続がなされたと考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても、請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 17 日から同年 3 月 1 日まで
平成 4 年 2 月 17 日に株式会社 A に入社したが、厚生年金保険の資格取得日が平成 4 年 3 月 2 日と違いがある。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 4 年の給与所得の源泉徴収票から、申立人が 4 年 2 月 17 日に株式会社 A に入社したことが推認できる。

しかし、源泉徴収票からは、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されている事実を確認できない。

また、雇用保険被保険者記録では、申立人の資格取得日が、平成 4 年 3 月 16 日となっている。

さらに、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月5日から33年8月1日まで
② 昭和38年12月30日から39年11月1日まで

私は、昭和31年7月5日から33年8月1日までの期間及び38年12月30日から39年11月1日までの期間、いずれも株式会社Aに勤めていた。この期間、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。私は職を何度も替えたがいずれも短期間で次の就職をしており、これほど長い期間仕事に就かなかったことはない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管する株式会社Aの厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が申立人とほぼ同時期に入社した他の二人とともに昭和32年3月に資格を取得した記録が確認できるが、当該取得記録は同月中に取り消され、改めて33年8月1日に資格を取得した記録とされている。

また、この間、ほぼ同時期に入社した同僚によれば、「当時、申立人は独身で暮らして体調を崩すことが多く、休みながら出てくるような状態ではなかったか。」と供述していることから、時期は不明ながら当時当該事業所に勤務形態等は不明ではあるものの、勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立人は経理係として勤務していたと申し立てしているところ、昭和32年7月まで経理を担当していた元従業員は申立人について覚えがないとしている。

さらに、昭和32年2月以前の期間については、複数の元従業員が申立人については勤務していなかったと供述している。

2 申立期間②について、申立人は株式会社Aが2度目の事務所移転をした後のB地の事務所に入社したと申し立てており、当時の複数の同僚もB地の事務所に入社してきたと供述している。

しかしながら、B地の事務所への移転は申立期間②内の昭和39年5月から同年10月までの間であったとの供述があり、当該期間に移転に従事した従業員及び39年8月まで経理を担当していた従業員は申立人に覚えがないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで
昭和 59 年 4 月 1 日から 61 年 9 月 21 日までA会において経理業務に就き継続勤務していたが、社会保険庁の記録によると、59 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日までの 2 年間について厚生年金保険の加入記録が欠如している。この期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によれば、申立人の雇用保険に係る被保険者資格取得日は昭和 60 年 4 月 22 日、喪失日は 61 年 9 月 21 日であること、及び 60 年 10 月ごろに同じ職場に就職した同僚は、就職時に申立人は既に在職していたと供述していることから、申立人は 61 年 4 月 1 日以前から、A 会に勤務していたことがうかがえる。

しかし、同事業所は現存しており、現事業主の供述によれば、申立人に係る記録は保存しておらず、同事業所の調査において、申立人の勤務期間は社会保険庁の記録と同じ昭和 61 年 4 月 1 日から同年 9 月 21 日までであり、申立期間については、同事業所に勤務していないと回答している。

また、前述した同僚は、同事業所においては、入社後直ちに厚生年金保険への加入をさせず、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は入社から 6 か月後の昭和 61 年 4 月 1 日であり、それまでの期間については保険料の控除はなかったと供述しており、その他複数の同僚も、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社日と同日ではなかったと供述している。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人は申立期間において国民年金

に加入し、申立期間のすべてについて保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 2000

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
社会保険庁の記録によると、平成 4 年 1 月 1 日から同年 12 月までさかのぼって標準報酬月額が 50 万円から 8 万円に引き下げられているが、私自身は月額変更届及び資格喪失届を作成した記憶が無く、このような処理が行われていることに納得できない。標準報酬月額を元の額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社 A は、平成 4 年 12 月 31 日において倒産のため、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は同日以降の 5 年 1 月 11 日付けで、4 年 1 月から同年 12 月までの 12 か月間を 50 万円から 8 万円に訂正されていることが確認できる。

このことに関し、申立人は「社会保険事務所職員の来訪時に、厚生年金保険料の滞納の解消を図るため、標準報酬月額を引き下げる方法がある旨の説明を聞いたものの、月額変更届、資格喪失届の作成及び手続については行っていない。」と供述している。しかし、同社取締役である事業主の妻は、「申立人から、来訪した社会保険事務所職員が提示した書類に押印したと聞いた。」と供述していることから、代表取締役である申立人が標準報酬月額の遡^{てきゅう}及訂正について事実上同意したことがうかがえる。なお、B 社会保険事務局は、当時の関係書類について、保存期限経過により保管されていないとしている。

さらに、同社のほかの取締役はすべて亡くなっており、同僚も一人し

かおらず、具体的な供述を得ることができなかつたため、申立期間当時における、同社の状況を把握することができなかつた。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、自ら標準報酬月額の特減処理に関与しながら、当該特減処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 2001

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から6年6月30日まで
社会保険庁からの連絡により、A株式会社における平成4年6月から6年5月までの期間の厚生年金保険料の標準報酬月額が、同年7月7日付けで当時の報酬月額に見合わない金額に訂正されているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A株式会社は平成6年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、適用事業所ではなくなった後の同年7月7日付けで、4年6月から6年5月までの24か月間を53万円から8万円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A株式会社の商業登記簿謄本及び社会保険事務所の厚生年金保険適用事業所の記録により、申立人は申立期間当時、A株式会社の代表取締役であったことが確認できる。

さらに、同事業所は一時期、社会保険料の支払を滞納しており、申立人は、この滞納保険料について社会保険事務所に相談したとしている。

加えて、従業員の一人は、申立人から標準報酬の引下げを行った旨の説明を受けたと供述しており、申立人が標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しな

がら当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 2 月 20 日から 63 年 1 月 1 日まで
② 平成 10 年 10 月 12 日から 11 年 2 月 21 日まで
③ 平成 18 年 8 月 16 日から同年 10 月 11 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間①についてはA株式会社に勤務し、申立期間②については株式会社Bに勤務し、申立期間③についてはC株式会社に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A株式会社から提供された給与明細書及び採用・退職連絡書により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、給与明細書及び採用・退職連絡書により、申立人は、昭和 61 年 2 月 20 日に入社した時点では4時間勤務のパートタイマーであり厚生年金保険の被保険者ではなかったこと、及び厚生年金保険の被保険者として保険料控除が始まったのは、勤務時間が8時間になった63年1月からであり、これは社会保険庁の記録どおりであることが確認できる。

また、雇用保険の資格取得日は昭和 63 年 1 月 1 日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間において国民年金に強制加入し、定額保険料を漏れなく納付していることが確認できる。

2 申立期間②については、申立人が提出した平成 10 年源泉徴収票に記載された就職年月日（10 年 10 月 12 日）及び株式会社 B から提供された給与支給明細書により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、給与支給明細書により、平成 10 年 10 月から 11 年 2 月までは厚生年金保険料が控除されておらず、11 年 3 月から保険料控除が始まったことが確認できる。

また、雇用保険の資格取得日は平成 11 年 2 月 21 日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、当時の複数の同僚は、「入社後 5 か月から 6 か月の見習い期間があり、その後に厚生年金保険の被保険者になった。」と供述している上、同僚の供述及び社会保険庁の記録により、当該複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日は入社日の数か月後であると認められる。

加えて、株式会社 B から提供され D 保険組合の健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得日は平成 11 年 2 月 21 日であり、これは社会保険庁の記録と同日であることが確認できる。

3 申立期間③については、申立人が提出した給与支給明細書及び C 株式会社から提供された雇用契約確認書により、申立人が平成 18 年 8 月 16 日付けで雇用され、申立期間において C 株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、給与支給明細書により、厚生年金保険料の控除は、平成 18 年 10 月分のみであり、同年 8 月分及び同年 9 月分は保険料が控除されていないことが確認できる。

また、雇用保険の資格取得日は平成 18 年 10 月 11 日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、当時の複数の同僚は、「入社後 3 か月の見習い期間があり、その後に厚生年金保険の被保険者になった。」と供述している上、同僚の供述及び社会保険庁の記録により、当該複数の同僚の厚生年金保険の記録における資格取得日は入社日の数か月後であると推認できる。

加えて、C 株式会社の事務担当者は、当時は 3 か月の試用期間を設けて様子を見た後に厚生年金保険の資格取得を行っており、申立人の場合は、入社後 2 か月弱で資格取得した旨の供述をしている。

4 このほか、すべての申立期間について、各事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺

事情は無い。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 2003

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月 1 日から 8 年 2 月 19 日まで
社会保険庁の記録では、代表取締役として有限会社 A に勤務していた期間のうち、平成 6 年 5 月 1 日から 8 年 2 月 19 日までの標準報酬月額が 50 万円から 15 万円に引き下げられている。
申立期間の標準報酬月額を訂正前の標準報酬月額である 50 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社 A の商業登記簿謄本及び社会保険事務所の厚生年金保険適用事業所の記録により、申立人は申立期間当時、有限会社 A の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険庁の記録により、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 8 年 2 月 19 日付けで 6 年 5 月から 8 年 1 月までの申立人に係る標準報酬月額が 50 万円から 15 万円に^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認できる。

このことに関して、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正は知らなかったと供述している。

しかしながら、申立人が申立期間当時において社会保険の手続を依頼していたとする社会保険労務士は既に死亡しているため当時の事情を聴取することができないものの、社会保険労務士が申立人の指示が無く当該減額訂正を独断で行うとは考え難い。

なお、当該社会保険労務士への連絡等を担当していたと申立人が供述している当時監査役であった申立人の妻は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正は知らなかったと供述している。

さらに、申立人は、申立期間当時について経営状態は順調だったとしているものの、厚生年金保険料の滞納があったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の業務の執行に責任を有する代表取締役であった申立人が、申立期間に係る自らの標準報酬月額減額が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。